

# 行財政改革に関する計画 の考え方と取組の方向性

平成 27 (2015) 年 7 月  
川崎市

## 行財政改革に関する計画の考え方と取組の方向性について

本市では、平成 26 (2014) 年 3 月に「川崎市行財政運営に関する改革プログラム」を策定し、市役所内部を中心とした改革を推進しているところです。

また、平成 27 (2015) 年 3 月には、より質の高い市民サービスを提供していくための見直しの考え方をとりまとめた「今後の事務・サービス等のあり方」を策定したところであり、今後は、これに示す考え方に基づく具体的な取組とともに、これまでの行財政改革の検証を踏まえた新たな切り口からの改革を推進していく必要があります。

このたび、新たな行財政改革を推進していくための計画策定に向け、本市の現状・課題や、計画の考え方、市役所内部の改革を中心とした具体的な取組内容等を、「行財政改革に関する計画の考え方と取組の方向性」としてとりまとめましたので、広く市民の皆様からの御意見を募集いたします。

今後は、いただいた御意見を踏まえ、平成 27 (2015) 年 11 月公表予定の計画素案をとりまとめるとともに、さらなる検討・調整や、意見集約などを行いながら、平成 28 (2016) 年 3 月を目途に全ての改革の取組を網羅した計画を策定してまいります。

### 御意見の募集について

#### 【募集期間】

平成 27 (2015) 年 7 月 17 日 (金) から平成 27 (2015) 年 8 月 31 日 (月) まで

#### 【提出方法】

次のいずれかの方法で御意見をお寄せください。書式は自由ですが、巻末に「意見書」を添付してありますので、コピー等によりご利用ください。

#### ■ F A X、郵送、持参による提出

F A X : 044-200-0622

郵送又は持参先 : 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地  
総務局行財政改革室 (第 3 庁舎 10 階)

#### ■ インターネットによる提出

市のホームページ(「意見を募集している政策等」のページ)から御意見の提出が可能です。アドレス及びQRコードは次のとおりです。

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/160/0000068927.html>



### 市民車座集会の開催について

「新たな総合計画素案」及び「行財政改革に関する計画の考え方と取組の方向性」について、内容の説明や意見交換を行うため、市民車座集회를開催します。事前に意見交換のための質問を募集しますので、質問をお寄せください。(詳細は巻末をご覧ください。)

日 時 : 平成 27 (2015) 年 8 月 23 日 (日) 13:30~17:30  
場 所 : 川崎市総合福祉センター (エポック中原)

## 目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 これまでの行財政改革の取組	1
2 現状と課題	2
(1) 人口減少期を見据えた行財政運営の必要性	2
(2) 計画的な財政運営の必要性	3
(3) 中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化の必要性	8
(4) 市民満足度の一層の向上の必要性	10
(5) 改革意識を持った職員の育成の必要性	11
(6) これまでの改革の検証に基づく手法転換の必要性	12
第2章 計画の考え方	13
1 計画の目的と位置付け	13
2 基本理念	13
(1) 市民サービスの「質的改革」の推進	13
(2) 市役所内部の「質的改革」の推進	14
(3) 効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現	14
3 改革の実現に向けた基本的な姿勢（「3D改革」の推進）	14
4 計画期間	14
第3章 改革の取組	15
取組1 「共に支える」	15
取組2 「再構築する」	18
取組3 「育て、チャレンジする」	23
第4章 各局改革実施プログラム	25
第5章 今後の財政運営の基本的な考え方	70
第6章 計画策定までの予定スケジュール	71
参考資料 働きやすさ・働きがいについての職員アンケート	72



# 第1章 計画策定の背景

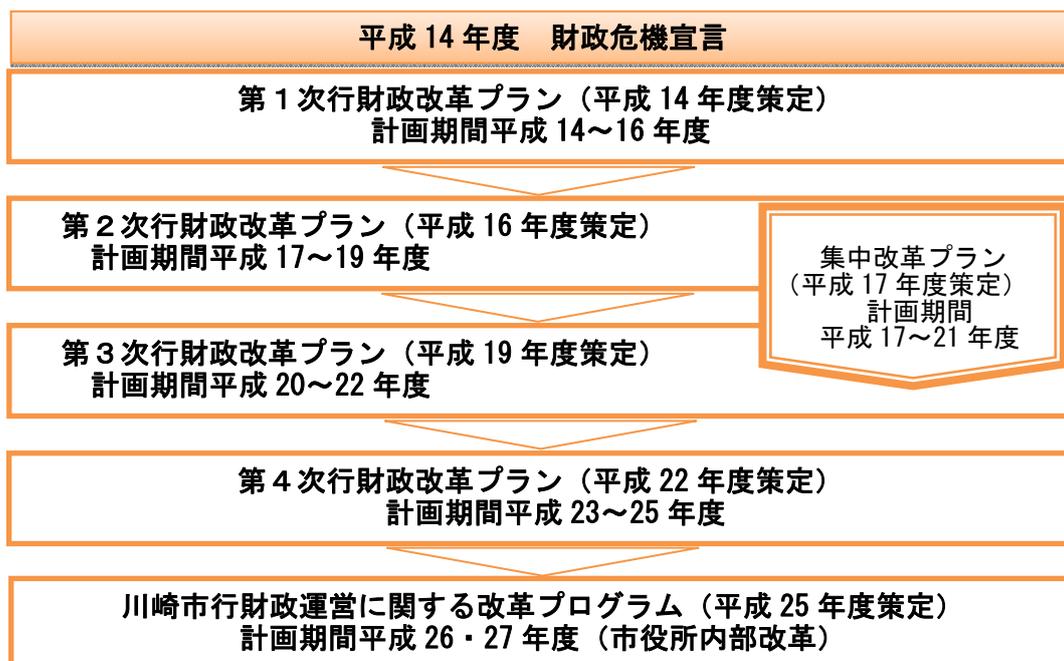
## 1 これまでの行財政改革の取組

本市は、過去、高度経済成長期や昭和47（1972）年の政令指定都市への移行に伴う市民ニーズの拡大への対応とともに、右肩上がりの経済成長を前提とし、都市間で競って先駆的な市民サービス提供に取り組むため、行政機構を拡大してきました。

その後、バブル経済の崩壊に端を発する構造的な歳入減等により財政再建団体への転落も想定される危機的状況から、図表1のとおり、平成14（2002）年7月に「財政危機宣言」を行った以降、これまで4次にわたる行財政改革プランを策定し、「民間でできることは民間で」を基本とした「行政体制の再整備」により、行政のスリム化に取り組むことで、約3,000人の職員数削減など、大きな効果を上げてきました。

しかしながら、本市を取り巻く環境は、少子高齢化の進展など、「2 現状と課題」に示すとおり大きく変化するとともに、さまざまな課題が顕在化してきており、これまでの取組の検証や課題の整理を行った上で、こうした状況に対応した、新たな行財政改革の取組が必要となっています。

図表1 これまでの行財政改革の取組



## 2 現状と課題

### (1) 人口減少期を見据えた行財政運営の必要性

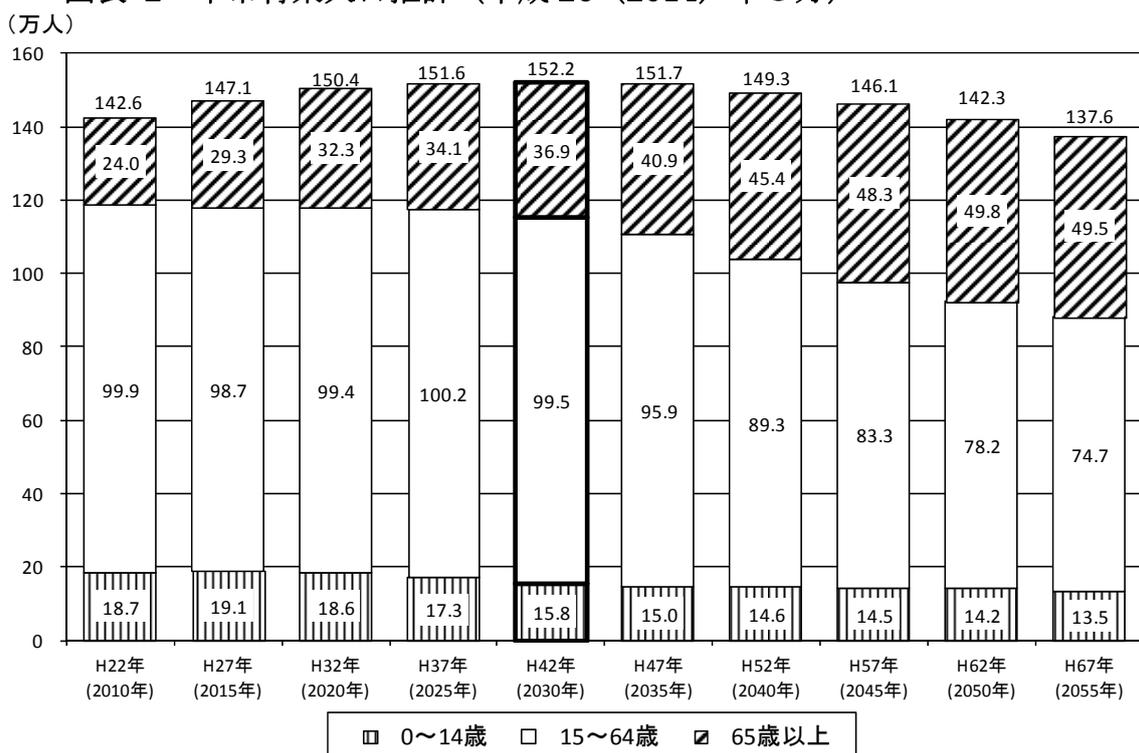
我が国においては、少子高齢化の一層の進展により、死亡数が出生数を上回る人口減少社会に突入しており、その減少幅も拡大傾向にあります。

一方、本市は、出生数が死亡数を継続して上回る状況とともに、地理的要因や魅力あるまちづくりの奏功などにより、人口増加が続いており、図表 2 の平成 26 (2014) 年 8 月の本市将来人口推計によれば、平成 26 (2014) 年 10 月現在 146.1 万人の人口は、ピークとなる平成 42 (2030) 年の約 152.2 万人まで増加を続け、その後、減少していくことが見込まれています。

しかしながら、こうした人口が当面増加し続ける中においても、年少人口 (15 歳未満) は平成 27 (2015) 年をピークに減少し、また、生産年齢人口 (15 歳以上 65 歳未満) も平成 37 (2025) 年をピークに減少していくことが見込まれています。一方、老年人口 (65 歳以上) は増加を続け、40 年後の平成 67 (2055) 年には、生産年齢人口に属する現役世代 1.5 人で老年人口に属する高齢者 1 人を支える状況が見込まれるなど、少子高齢化は、一層進展していくことが想定されています。

本市は、やがて訪れる人口減少期を見据えながら、こうした少子高齢化の一層の進展や、引き続き見込まれる人口の増加等により多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応していかなければならないといった大変難しい行財政運営の舵取りが求められる状況となっています。

図表 2 本市将来人口推計 (平成 26 (2014) 年 8 月)



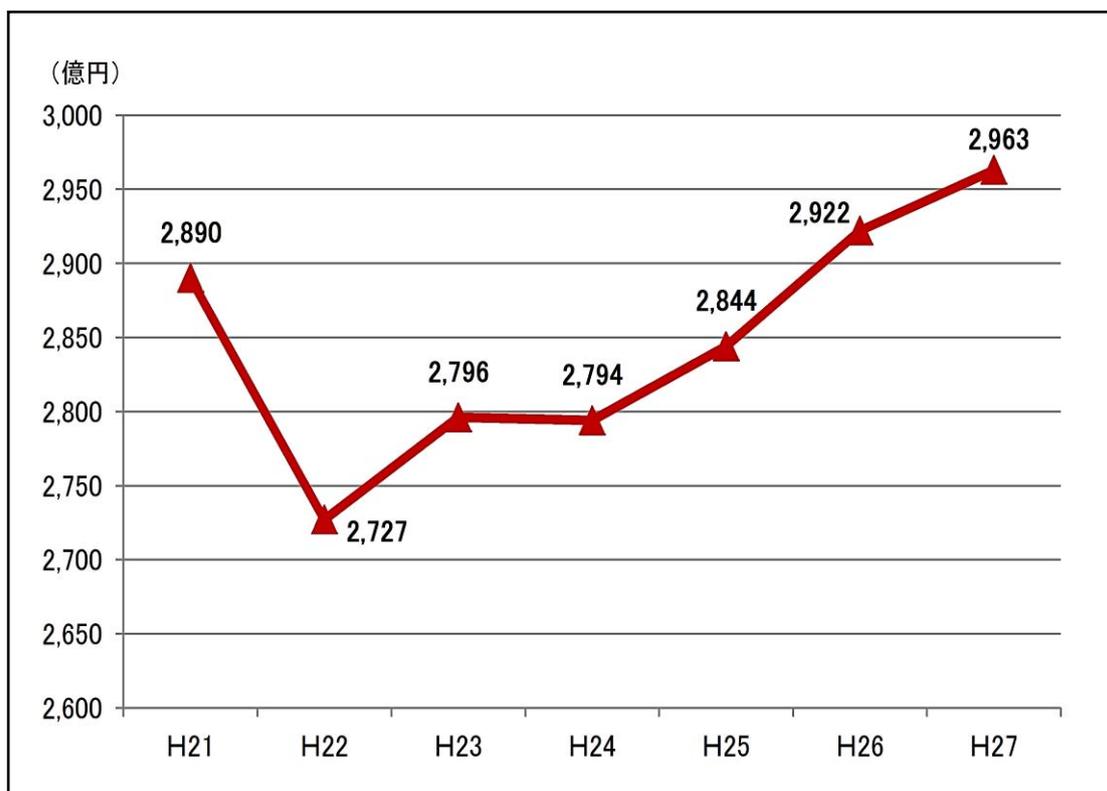
## (2) 計画的な財政運営の必要性

本市の市税収入は、人口の増加などによる納税者数の増加、景気回復による所得の増加などにより堅調に推移し、近年は増加傾向にあります（図表 3）。

一方、生活保護世帯数の増加や待機児童対策の推進等により扶助費<sup>1</sup>は年々増加し、平成 27（2015）年度には歳出予算の 4 分の 1 を超える 25.5% に達しています。また、公債費は、これまでの公共施設の整備などに活用した市債の償還のため、毎年度 700 億円を超える規模で推移しています（図表 4・図表 5）。

こうした状況から、人件費・扶助費・公債費を合わせた義務的経費は、その歳出予算に占める割合が平成 22（2010）年度に 50% を超えて、平成 27（2015）年度には 52.7% に達しており、財政の硬直化が一層進んでいる状況です。

図表 3 市税収入の推移（当初予算）

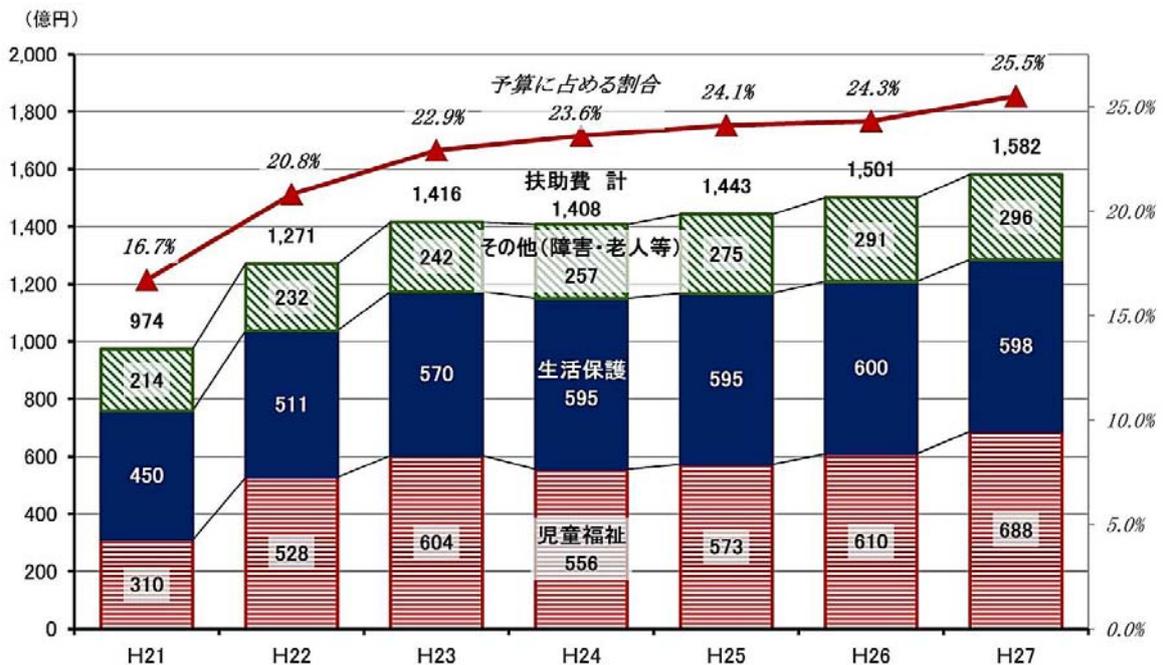


<sup>1</sup>社会保障制度の一環として、市民生活の維持・安定のために現金や物品を給付する経費

図表 4 義務的経費の予算額と当初予算に占める割合の推移

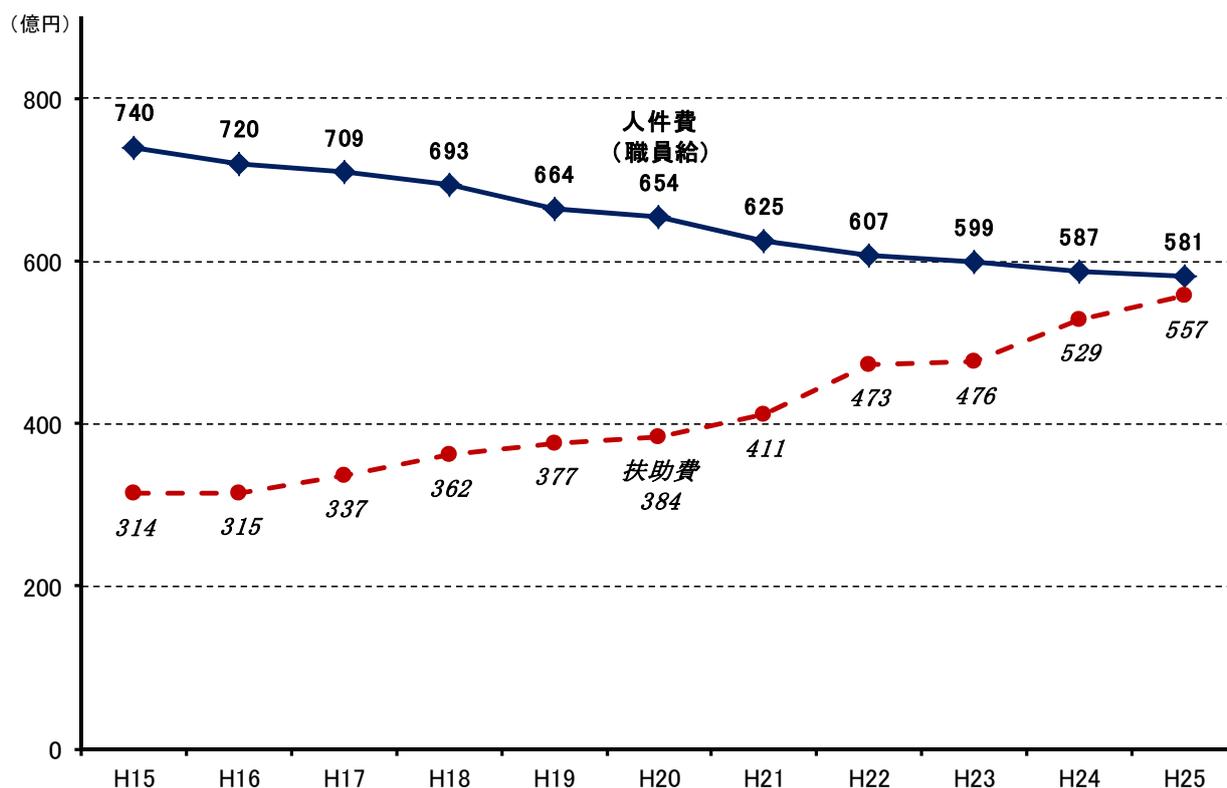


図表 5 扶助費予算額と当初予算に占める割合の推移



こうした厳しい財政状況が続く中、これまでの行財政改革プランに基づく「民間でできることは民間で」を基本原則とした業務の委託化や、公の施設における指定管理者制度<sup>2</sup>の導入等の改革を進め、職員数削減に取り組んできましたが、一方で、年々増加している扶助費により、こうした財政的効果は、相殺されている状況となっています（図表 6）。

図表 6 人件費・扶助費 一般会計決算額（一般財源<sup>3</sup>ベース）



行財政改革の取組を引き続き進めながらも、その財政的効果が限定的となる中で、平成 24（2012）・25（2013）年度決算では、待機児童の解消をはじめとした社会保障施策の充実などに切れ目なく取り組むため、臨時的な措置として、減債基金<sup>4</sup>から、合計で 94 億円の新規借入を行いました。

<sup>2</sup>公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。行政処分であり、委託とは異なる。

<sup>3</sup>収入した時点でその用途が特定されていないで、地方自治体の裁量によって使用できる財源

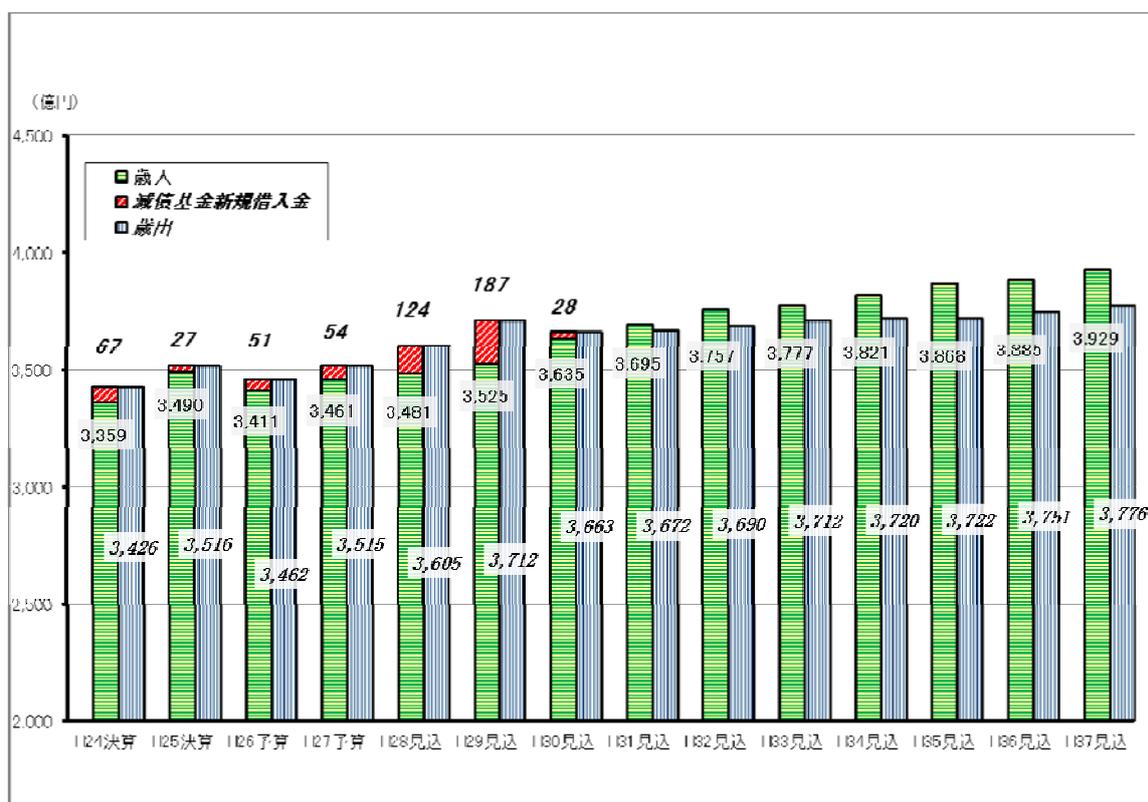
<sup>4</sup>将来の市債償還のための財源を確保し、財政の健全な運営に資するために積み立てている基金

また、平成 26 (2014)・27 (2015) 年度においても、市税や地方消費税交付金が増加するものの、地方交付税<sup>5</sup>及び臨時財政対策債<sup>6</sup>の減少などにより歳入全体が増加しない中で、これまで計画的に進めてきた施策に時機を逸することなくしっかりと取り組むため、減債基金からの新規借入を行い対応することとしました。

今後も、経済成長に伴う市税等の増収が見込まれる一方で、社会保障関連経費の増加や大規模施設の整備などにより、財政需要が増加するため、当面は減債基金の活用が必要となる見込みですが、平成 31 (2019) 年度以降は、大規模施設整備等にかかる経費が平年度並みになることなどから、収支不足が解消する見込みです (図表 7)。

一方で、市税等の歳入は景気等の大きな影響を受ける上に、少子高齢化の更なる進展に伴い、引き続き社会保障関連経費の増加等が見込まれることから、これらの動向を注視しながら計画的に財政運営を行っていく必要があります。

図表 7 近年の財政状況と今後の収支見通し (一般財源ベース)



<sup>5</sup>税源の不均衡を調整することによって、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国が地方公共団体に対して交付するもの

<sup>6</sup>地方交付税の財源不足を補うために国と地方が折半して負担し、その地方負担分として発行する市債

**【平成 28(2016)～平成 37(2025)年度の試算条件（図表 7）】**

平成 27(2015)年度当初予算をベースに、歳入・歳出は次の条件で算定しました。

1 歳入

- ・市税等（市税・地方譲与税・県交付金）は、過去の推移や経済動向を勘案
- ・地方消費税交付金は、平成 29(2017)年 4 月の消費税率 10%への引上げを前提

2 歳出

原則として、平成 27(2015)年度予算編成の時点で実施が位置付けられている施策・事業の所要額を計上

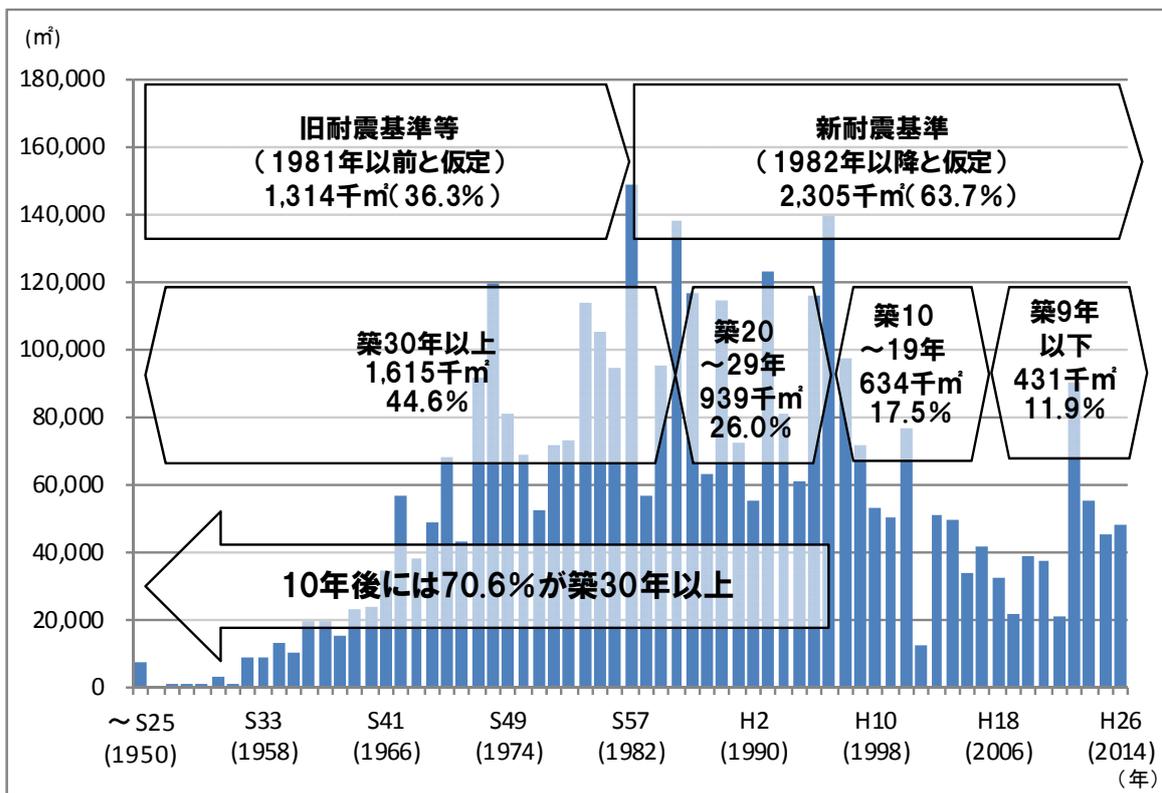
- ・管理的経費 平成 27(2015)年度予算と同額で算定
- ・政策的経費 社会保障関連経費等について、これまでの推移や対象人口の推計等をもとに算定
- ・投資的経費 公共施設の維持補修、その他毎年度一定量を継続して確保する必要があるものは平成 27(2015)年度予算と同額で算定

※「新たな総合計画」や「行財政改革に関する計画」を踏まえた財政収支推計については、平成 28（2016）年度以降の取組を反映し、平成 28（2016）年 2 月に、財政的枠組（収支フレーム）として公表します。

### (3) 中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化の必要性

本市は、社会教育施設や、文化施設・学校施設などの建築物、道路、橋りょうなど、市民の豊かな暮らしと、あらゆる社会経済活動を支えるためのさまざまな施設を保有しています。これらは、高度経済成長期や、政令指定都市への移行期における都市としての役割の大幅な拡大に伴い集中的に整備された経年のものも多く、公共建築物については、現状の施設をそのまま保有することを前提とした場合、10年後には、床面積ベースで全体の約7割が築30年以上となるなど、施設の老朽化に伴う今後の集中的な大規模修繕・更新期の到来が懸念されます（図表8）。

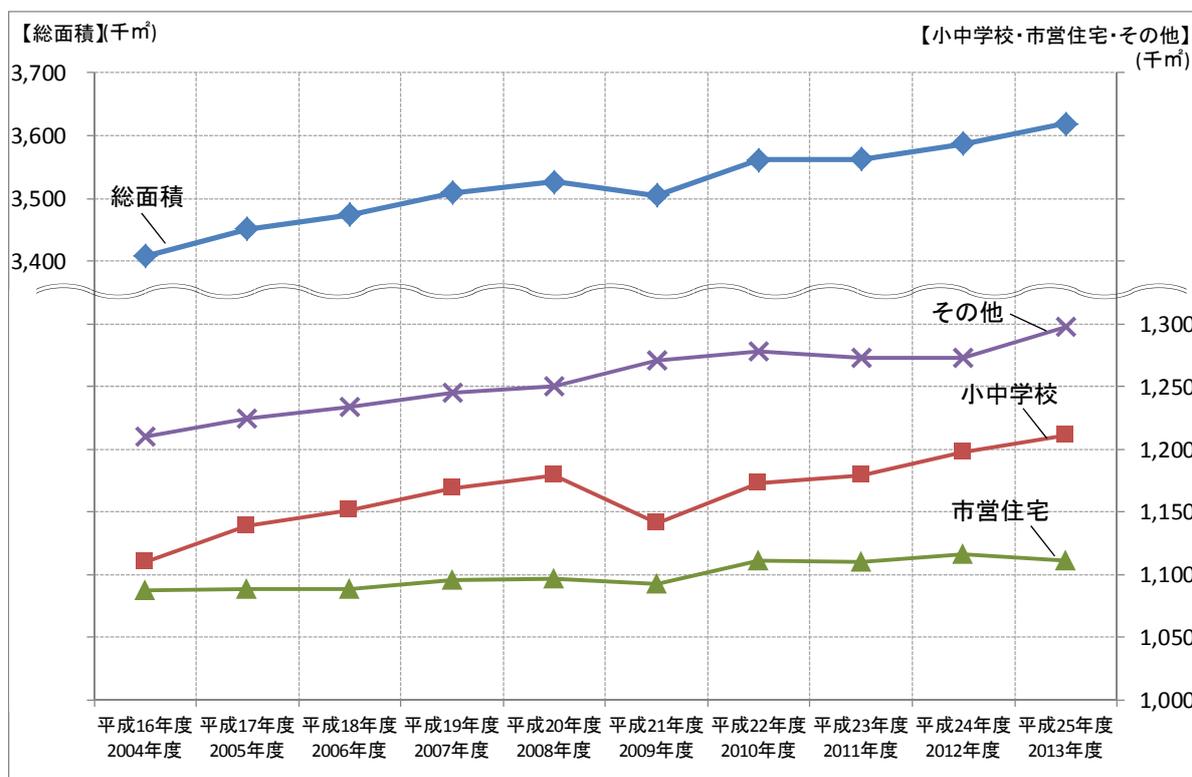
図表 8 公共建築物の建築年別床面積



また、公共建築物の総床面積は、児童生徒の増加に対応するための小中学校の新設等や、低層・市営住宅の建替え時における居室スペース等の拡大などにより、平成16（2004）年度から平成25（2013）年度までの10年間で約21万㎡増加しています（図表9）。このことは、今後の公債費や維持管理経費の負担は元より、将来的には大規模修繕等が必要となるなど、中長期にわたる財政負担増大の要因となります。

したがって、本市施設の状況をあらゆる角度から分析し、さらに、地区別・年齢別の人口動態等も十分に考慮し、施設のあり方を再検証した上で、中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化を進めていく必要があります。

図表9 公共建築物の総床面積の推移



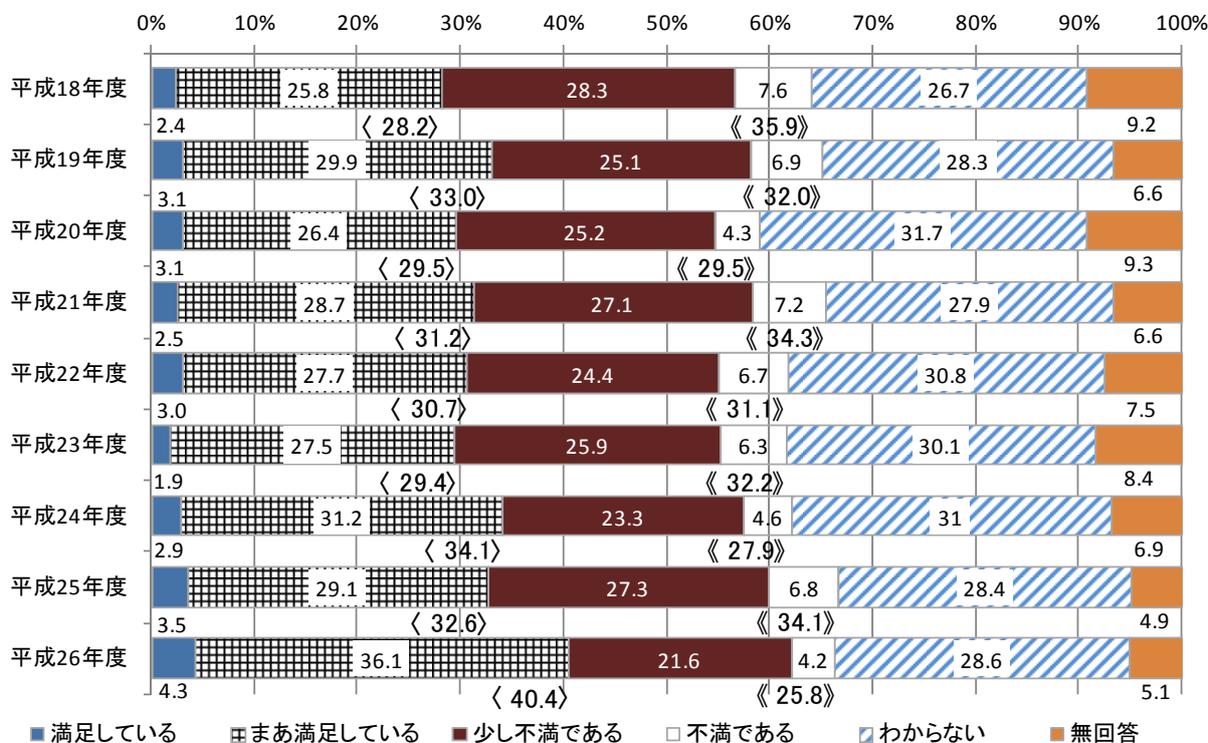
#### (4) 市民満足度の一層の向上の必要性

本市が毎年度実施している「かわさき市民アンケート」によれば、図表 10 のとおり、「施策や事業の総合的な満足度」について、「満足している」と「まあ満足している」を合わせた〈満足〉の割合は、調査を開始した平成 18 (2006) から平成 25 (2013) 年度までは、3 割前後の水準で推移しています。平成 26 (2014) 年度は 4 割を超えており改善が見られますが、依然、半数の 5 割には達していません。

また、「少し不満である」と「不満である」を合わせた《不満》の割合は、平成 26 (2014) 年度には改善が見られるものの、おおよそ 3 割を超える水準で推移しており、図表 10 の 9 年間において〈満足〉より《不満》の割合が大きい年度の方が多い状況となっています。

したがって、新たな総合計画による将来に向けた必要な政策・施策を推進するため、市民との積極的な情報共有を通じ、市民ニーズをよりの確に捉えながら、人的資源や財源を再配分し、真に必要とされるサービス提供を行うことなどにより、市民満足度の更なる向上を図っていく必要があります。

図表 10 「施策や事業の総合的な満足度」についての市民アンケート



※図表中、各年度の〈 〉内の数値は、「満足している」・「まあ満足している」の合計値。  
また、《 》内の数値は、「少し不満である」・「不満である」の合計値。

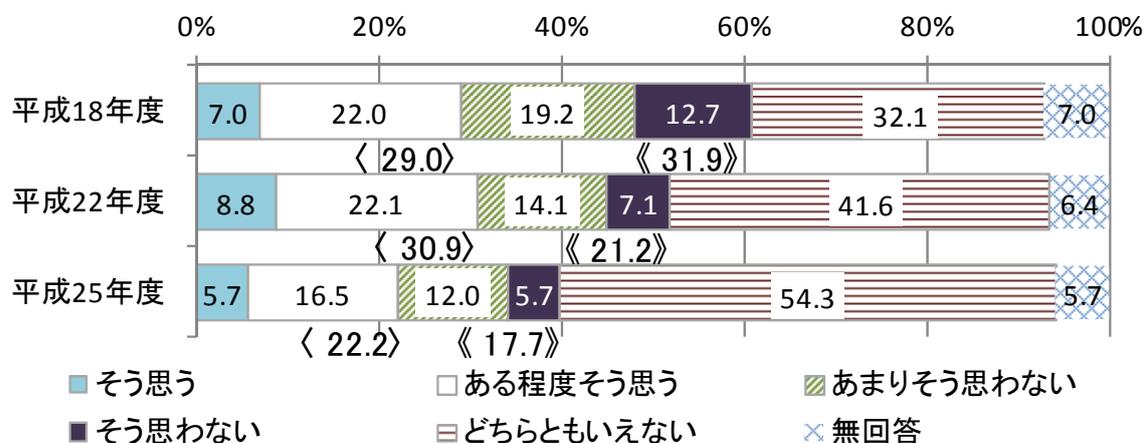
### (5) 改革意識を持った職員の育成の必要性

「かわさき市民アンケート」によれば、図表 11 のとおり、「職員の意識改革が進んでいるか」について、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた《そう思わない》の割合は、平成 18(2006)年度の 31.9%から平成 25(2013)年度の 17.7%へと減少しています。また、「そう思う」と「ある程度そう思う」を合わせた〈そう思う〉の割合も、29.0%から 22.2%へと減少しており、その結果、「どちらともいえない」が、2割を上回る大幅な増加となっています。

本市は、これまで、「市民に信頼される自治体をつくる」ことを目的とした3次にわたる人材育成計画を策定し、「市民志向」の視点も踏まえた「めざすべき職員像」を掲げ、職員の意識改革の取組を進めてきましたが、〈そう思う〉の割合を押し上げるには至らず、未だ改善の余地は大きい状況となっています。

したがって、これまで以上に市民目線で日々の業務改善に取り組む職員意識の醸成に向けた計画的な人材育成とともに、職員のやる気と働きがいの向上に向け、人事制度や人事評価とも連携した取組などにより、自発的かつ日常的に改革が実践される環境づくりを行っていく必要があります。

図表 11 「職員の意識改革が進んでいるか」についての市民アンケート



※図表中、各年度の〈 〉内の数値は、「そう思う」・「ある程度そう思う」の合計値。  
また、《 》内の数値は、「あまりそう思わない」・「そう思わない」の合計値。

## (6) これまでの改革の検証に基づく手法転換の必要性

「1 これまでの行財政改革の取組」、「(2) 計画的な財政運営の必要性」で述べたとおり、従来からの、職員数の削減を一つの目標とした、いわゆる「量的改革」は、トップダウンにより取組の方向性を示し、それに向け全庁で取り組むことで、行政体制のスリム化といった面で一定の成果を上げてきました。しかしながら、今後、これまでと同程度の職員数削減は困難な状況にあり、その効果は限定的になることが想定されます。

一方で、ここまでに示したもののほかにも、今後必要とされる職員の能力・意識や、組織風土、職場環境等に関して、次のような、さまざまな課題が顕在化しています。

- 効果的な民間活用の視点からの課題
  - ◇ 事業者と連携して事業を適切にマネジメントする職員能力の向上
  - ◇ 本市による適正なモニタリング体制の構築
  - ◇ 職員の必要な技術・技能の確保
- 多様な主体との協働・連携の一層の推進の視点からの課題
  - ◇ 協働・連携により地域課題を解決する職員能力の向上
  - ◇ 協働・連携を一層効果的に推進する体制等の基盤の構築
- 効率的・効果的な業務の進め方の視点からの課題
  - ◇ チームワークによりさまざまな課題を解決する組織風土と意識の醸成
  - ◇ 内部事務のスリム化
  - ◇ 単純な事務ミスの解消
- その他全般的な課題
  - ◇ 恒常化した時間外勤務の縮減
  - ◇ メンタルヘルス不調者を生まない職場づくり など

また、少子高齢化の一層の進展等により多様化・増大化する市民ニーズや課題に、従来からの量的改革や、トップダウンによる一律的な改革手法のみで対応していくことは、困難な状況ともなっています。

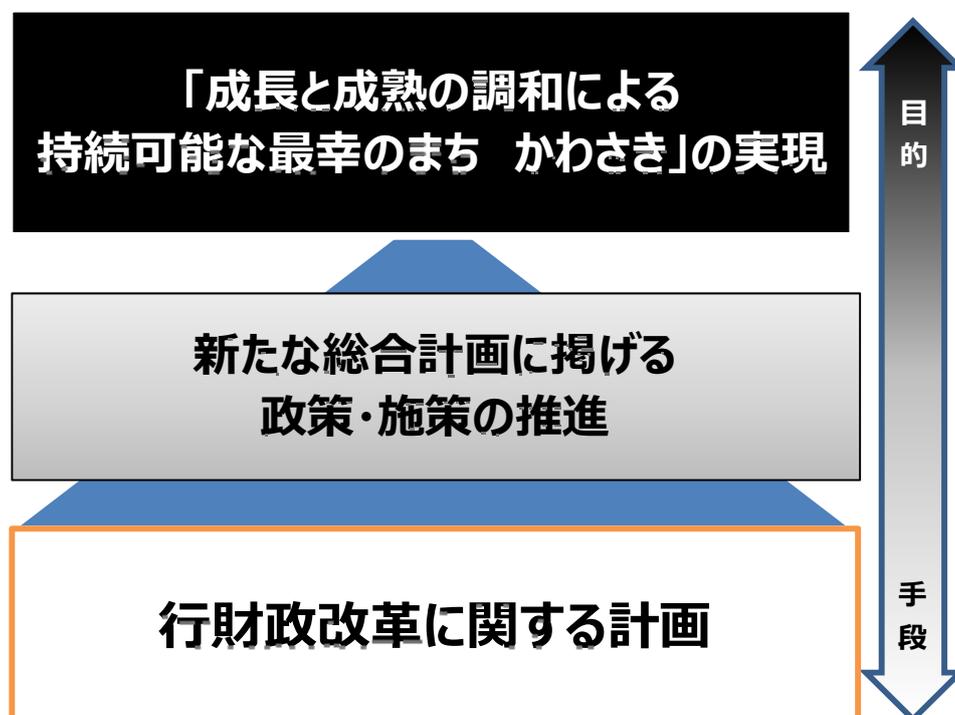
したがって、効率的な行財政運営の視点から、必要な量的改革は引き続き推進しながら、市民満足度の向上を目標に据え、将来にわたり、必要なサービスを的確かつ安定的に提供していくための、市民サービスと市役所内部を合わせた市役所全体の「質的改革」を推進するとともに、こうした取組を、職員一人ひとりが自ら考え、推進していくよう、改革手法の転換を図る必要があります。

## 第2章 計画の考え方

### 1 計画の目的と位置付け

「第1章 現状と課題」を踏まえ、こうした状況に的確に対応するとともに、「最幸のまち かわさき」の実現に向けた新たな総合計画に掲げる政策・施策を着実に推進するため、本計画は、必要な経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を確保し、市民満足度の高い市政運営を推進するものとして位置付けます（図表12）。

図表 12 行財政改革に関する計画の位置付け



### 2 基本理念

「1」の計画の目的を達成するため、次の3つの理念に基づき、取組を推進します。

#### （1）市民サービスの「質的改革」の推進

市民サービスについて、ニーズの的確な把握により、優先順位付けを行いながら、当初目的の薄れたものを見直しや、世代間の受益と負担を考慮した再構築などを行います。また、地域の多様な主体との協働・連携や区役所の果たす

べき役割等を踏まえた最適な提供主体を選択するとともに、ICT<sup>7</sup>の活用による利便性の向上も図りながら、持続可能な制度の下、真に必要とする方に、より質の高いサービスを提供することにより、市民満足度の一層の向上を図ります。

## **(2) 市役所内部の「質的改革」の推進**

市民満足度の向上に向け、まずは、職員の満足度向上を図り、その力を最大限に引き出していくため、働きやすい、働きがいのある環境づくりに取り組みます。あわせて、日常的に改善・改革を実践する組織風土の醸成や、新たな価値の創出に向けた豊富な発想力と改革意識、さらには、地域の多様な主体の力が一層発揮できるコーディネート力を兼ね備えた職員の育成を行うことなどにより、市役所組織や職員の質の向上を図ります。

## **(3) 効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現**

市の財政状況や、さまざまな取組について市民との積極的な情報共有を図るとともに、簡素で効率的・効果的な組織の整備や、中長期を見据えた施設の効率的な維持管理などを行うことにより、「持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けた効率的・効果的な行財政運営を推進します。

# **3 改革の実現に向けた基本的な姿勢（「3D改革」の推進）**

本市を取り巻く課題が多様化する中、トップダウンによる一律的な手法では、課題に柔軟かつ的確に対応することは困難であり、市民サービスの最前線である現場を起点としてはじめて、それぞれの事業の実態や特性に応じた多様な改革を生み出すことが可能となります。

したがって、職員一人ひとりが、過去からのしがらみにとらわれることなく、コスト意識や危機意識を持ち、市民目線で日々の業務改善に努めることにより、「全ては市民のために」をスローガンとした、「だれもが」・「どこでも」・「できることから」の「3D改革」を推進します。

# **4 計画期間**

計画期間は、平成 28（2016）年度及び平成 29（2017）年度の2か年度とします。

ただし、新たな総合計画における基本計画の計画期間である今後の概ね10年間を見据えた取組とします。

---

<sup>7</sup> Information and Communications Technology の略。情報通信技術のこと。

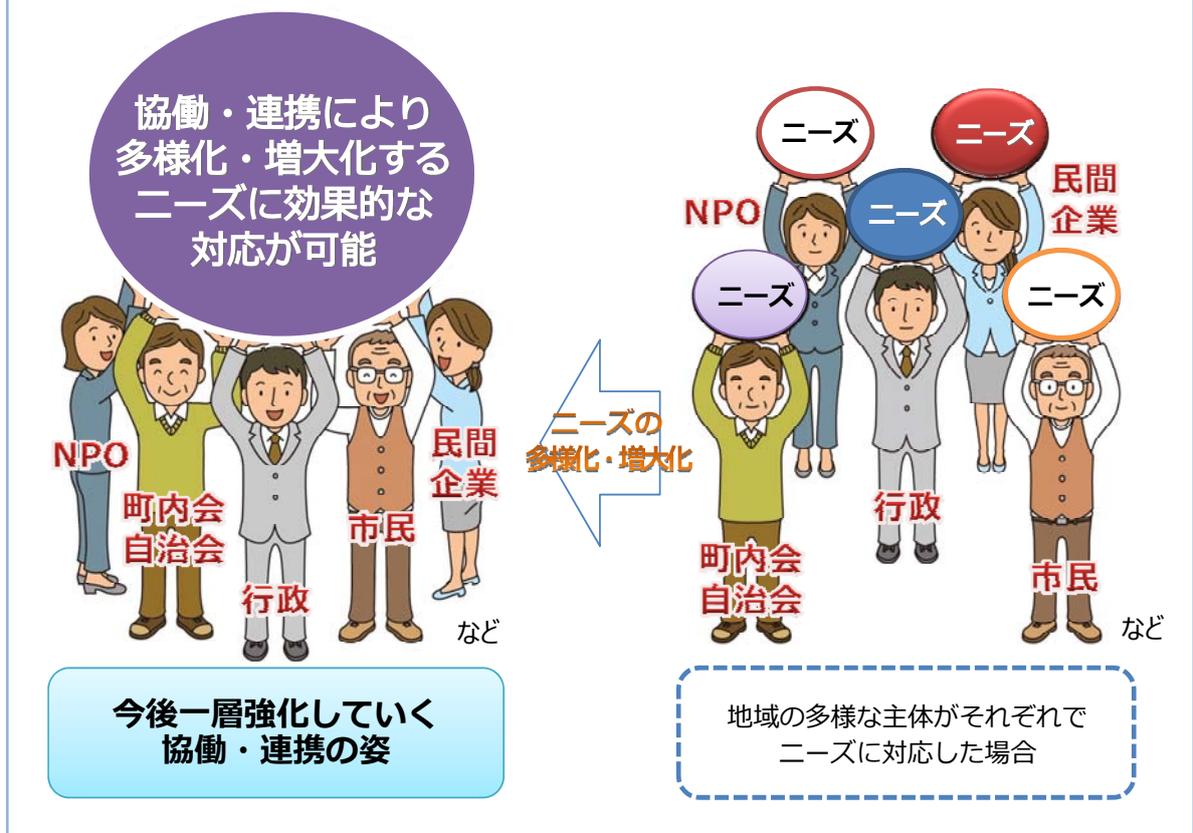
## 第3章 改革の取組

### 取組1 「共に支える」

市政情報を、積極的に、より分かりやすく、かつ、伝わるように発信し、市民をはじめとする皆様の納得をいただきながら、行政、市民、町内会・自治会、NPO<sup>8</sup>、企業等の多様な主体が、適切な役割分担の下、それぞれの強みを活かした、協働・連携によるまちづくりを推進します。

また、その実現に向け、職員が積極的に現場に足を運び、良質なコミュニケーションの形成のもと、地域の課題や、考え方を理解し、共感し、多様な主体とともに課題解決に取り組む体制を構築します。

図表 13 多様な主体との協働・連携によるまちづくりのイメージ



<sup>8</sup> Non-Profit Organization の略。非営利組織のこと。

## 【改革項目と主な取組内容】

### (1) 多様な主体が共に担うまちづくりの推進

- 少子高齢化の進展や、社会経済状況の変化に伴い、多様化・増大化する市民ニーズや地域課題に的確に対応するため、個人や家庭が取り組む「自助」と、町内会・自治会やボランティア団体等の活動とともに地域の中で互いに助け合う「共助（互助）」の取組を一層支援します。
- 企業等も含めた地域の多様な主体との協働・連携による効率的・効果的な事業の実施や、市民のより幅広い活躍を可能とするための制度や仕組、体制を構築します。

### (2) 区役所改革の推進

- 地域で活動を行っているさまざまな主体の取組を促し、お互いに助け合う地域社会の実現に向けて、区役所の機能強化に向けた取組等を推進します。
- 市民の立場に立った継続的なサービス向上に向け、区役所主体による取組等を推進します。

### (3) 市民との積極的な情報共有の推進

- 市政に関する情報を、課題も含め、SNS<sup>9</sup>などを活用した多様な手法により、分かりやすく、かつ効果的に発信するとともに、職員の広報に対する意識の醸成や、ブランディング<sup>10</sup>導入等の取組により、「伝える広報」から「伝わる広報」への転換を図ります。
- 情報発信の効果を測定し、その結果を踏まえた上で、更なる改善や、好事例の横展開に向けた取組を推進します。

<sup>9</sup> Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

<sup>10</sup> ブランドとして認知されていないものをブランドに育て上げること、あるいは、ブランド構成要素を強化し、活性・維持管理していくこと。

- 市民目線での施策・事業を推進するため、現場主義、対話主義の視点から、一層効果的な市民参加に向けた取組を推進します。また、市民向けのアンケートについては、政策立案等での活用状況を再検証した上で、状況に応じた適切なテーマ設定等を行うとともに、インターネットの活用による調査手法の多様化など、効果的な手法への改善を図ります。

#### (4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用

- 本市は、質の高い市民サービスの提供を可能とする民間企業が数多く立地しており、また、首都圏の中央に位置する優位性を有していることから、将来にわたる必要な市民サービスの着実な提供と、その質の一層の向上を主眼とした、公と民の役割分担の見直しによる民間部門を最大限に活用した改革を、計画的に推進します。
- 公共施設の整備・管理・運営に当たっての民間部門の活用については、指定管理者制度や、PPP<sup>11</sup>・PFI<sup>12</sup>、施設の民間への譲渡などの手法から、状況に応じた最も効果的なものを選択し、取組を推進します。
- 適正なモニタリングや、それを可能とする体制構築等を通じ、より質の高いサービス提供に向けた民間活用を推進します。

<sup>11</sup> Public Private Partnership の略。官民のパートナーシップによる公共サービスの提供手法のこと。

<sup>12</sup> Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

## 取組 2 「再構築する」

「最幸のまち かわさき」の実現に向け、限られた経営資源を効率的・効果的に活用することにより、多様化・増大化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するとともに、持続可能な行財政運営を推進します。

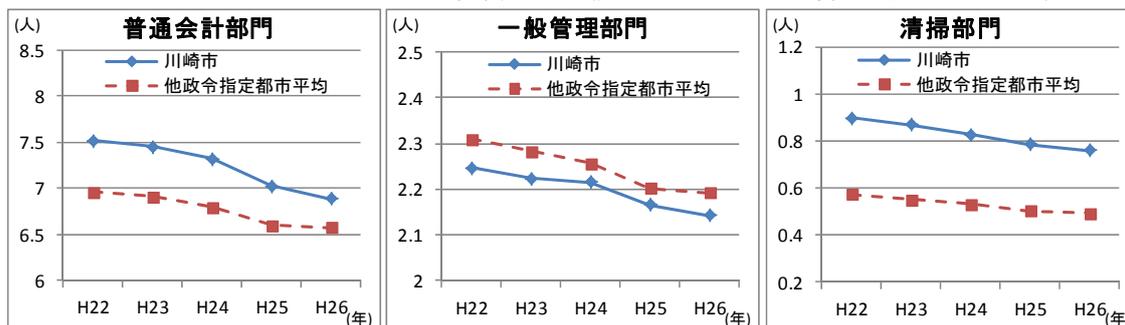
具体的には、業務における「ムリ・ムダ・ムラ<sup>13</sup>」を排除した、簡素で効率的・効果的な、活力ある市役所を構築するとともに、市民サービスについては、社会状況の変化に伴う再構築と提供手法の最適化を行い、質の一層の向上を図ります。

### 【改革項目と主な取組内容】

#### (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備

- 社会状況の変化や、市民ニーズに的確かつ迅速な対応が可能であり、かつ、責任の所在が明確であることを基本とした上で、業務量と規模のバランスのとれた、簡素で効率的・効果的な組織整備を推進します。
- 図表 14 のとおり、「普通会計」部門<sup>14</sup>の人口千人当たりの職員数は、他政令指定都市<sup>15</sup>平均と比較すると多い状況にあり、「清掃」部門の職員数が多いことが、その一因となっていることから、引き続き、同部門を含め、事務・サービス等の水準を維持しつつ、効率化が可能な分野での委託化を推進します。

図表 14 人口千人当たりの職員数の推移と他政令指定都市平均との比較



<sup>13</sup> 民間企業等において、業務の効率化・合理化を進める際に排除すべきとして挙げられる要素

<sup>14</sup> 「地方公共団体定員管理調査（総務省）」による全会計部門のうち、都市によって状況の異なる「公営企業等会計」を除いたもの

<sup>15</sup> 平成 22（2010）・平成 23（2011）年度は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市の 18 都市。平成 24（2012）年度以降は、これに熊本市を加えた 19 都市

## (2) 給与・福利厚生制度の見直し

- 職務・職責と勤務実績に基づく給与制度のより一層の確立を図るとともに、適切な給与水準の確保に引き続き取り組みます。
- 社会経済環境の変化を踏まえ、引き続き、福利厚生事業における公費負担の見直しに取り組みます。
- 平成 29 (2017) 年度に予定される県費負担教職員<sup>16</sup>に関する権限の本市への移譲に向け、制度統合の検討など、着実な準備を進めます。

## (3) ICTの活用による市民サービスの向上・行政運営の効率化

- 市民サービスの向上や、行政運営の効率化など、多岐にわたる行政課題の解決に向け、ICTの更なる活用とともに、オープンデータの取組を推進します。
- 社会保障・税番号制度<sup>17</sup>の普及・安定運用に取り組むとともに、制度利用による更なる手続きの簡素化や、利便性の向上に向けた検討を進めます。

## (4) 債権確保策の強化

- 市税について、市税収入確保対策本部を設置し、市税収入の確保に積極的に取り組んだ結果、平成 11 (1999) 年度に約 160 億円であった収入未済額を平成 25 (2013) 年度には約 70 億円まで削減するなど成果を上げています。今後も、債権・動産の差押えや、インターネット利用した公売などの従来からの取組に加え、滞納整理の早期始動と滞納処分迅速な着手により早期完結を図る初動強化を行うとともに、納付機会の拡大を図り、更なる収入率の向上と収入未済額の削減に取り組みます。

<sup>16</sup> 義務教育諸学校に勤務する教職員の給与費は都道府県の負担とされていたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の施行に伴い、定数の決定、学級編成基準の決定の事務・権限とともに、政令指定都市へ移譲されることとなった。

<sup>17</sup> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関連四法の下、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的とし、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人であるということの確認を行うための基盤のこと。

- 国民健康保険料、市営住宅使用料等の税外債権について、平成 20（2008）年度から主な 11 債権について集中的に滞納債権対策に取り組み、平成 20（2008）年度に約 193 億円であった収入未済額を平成 25（2013）年度には約 142 億円まで削減するなど成果を上げています。現在は、すべての債権を対象として取組を進めており、今後も引き続き全庁一丸の体制の下、職員の徴収のスキルアップに向けた取組や、各債権の状況、特性に応じたさまざまな手法を駆使することにより、徴収強化を図り、収入率の向上と滞納債権の縮減に取り組みます。

#### （5）戦略的な資産マネジメント

- 中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化を図るため、「施設の長寿命化」・「資産保有の最適化」・「財産の有効活用」の 3 つの戦略による資産マネジメントを推進します。
- 資産保有の最適化については、新たな取組として、各家庭からの徒歩・自転車利用圏内で、市内均一に配置している地域の市民利用施設等を中心に、用途が限定されるものの多目的用途での活用に向けた検討を進めます。

#### （6）入札・契約制度改革

- 国等の制度改正に的確かつ迅速に対応するとともに、入札における透明性・競争性・公平性に十分に配慮し、より公正な制度を構築します。また、インターネットの活用など、多様な手法の導入等による利便性の向上に向けた取組を進めます。

#### （7）資金の調達と運用の安定化・効率化

- 学識経験者や市場関係者の意見を参考としながら、金融市場の動向を的確に捉え、多様な手法を効果的に活用し、資金調達の安定性と効率性の向上を図るとともに、確実かつ効率的な資金運用に取り組みます。

## (8) 特別会計の健全化

- 特定の収入に応じた特定の事業の推進という原則の下、各会計における事業の必要性や妥当性を検証しながら、必要な市民サービスを効率的・効果的に提供するための施策・制度・体制の再構築を進めます。
- 収益事業である特別会計は、一般会計への安定した繰出金の確保に向け、一層の収益拡大に取り組みます。

## (9) 公営企業の経営改善

- 地方公営企業は、経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とし、その経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされています。
- 本市では、水道事業、工業用水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業の5事業を運営していますが、これらの原則の下、経営環境の変化に的確に対応し、それぞれの事業の状況や特性に応じた事業手法の見直し等を行うことによる更なるサービスの向上と経営改善を推進します。

## (10) 出資法人の経営改善

- 社会環境や市民ニーズの変化などを踏まえ、出資法人が行う事業の見直しや自立的な経営に向けた取組など、経営改善を推進します。
- 各出資法人が策定した「経営改善計画」の取組状況を評価し、進行管理を適切に行うことにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事業運営の実現を図ります。

## (11) 市民サービス等の再構築

- 必要性や効果等の検証による補助・助成金の見直しや、受益と負担の適正化の観点による使用料・手数料の見直しを進めるとともに、市民サービス等全般については、必要性や市場性をはじめとする図表 15 の視点に基づき事業の洗い出しを行った上での見直しを進めます。

図表 15 市民サービス等の見直しの視点

必要性	サービス等の目的が社会のニーズ等に照らして妥当か。日常生活を営む上で欠くことのできないサービス等か。効果が特定の市民等に限定されないサービス等か。市が実施すべきか。
市場性	委託契約等の行政の直接的な関与無しで、民間により同種のサービスが実施されているか、又は、実施可能か。特に、民間が成熟している東京都・横浜市に隣接する立地の優位性を活かさないか。
効率性	コスト等に見合った効果が得られているか。より少ないコスト等で、より大きな効果が得られないか。
有効性	サービス等の実施により、期待される効果が得られているか。
公平性	サービス等の実施による受益と負担は適当か。
協働可能性	サービス等の提供に当たり、市民やNPOとの協働による効率向上の可能性はないか。
類似性	サービス等が重複していないか。市民にとってわかりやすいか。
持続可能性	持続可能な制度となっているか。世代間における受益と負担は適当か。

- 住民に身近な行政は、できる限り基礎自治体が担い、その自主性を発揮していく地方分権改革の推進に伴い、さまざまな事務・権限の移譲とともに、義務付け・枠付けの見直しによる規制緩和が図られていることから、こうした変化に柔軟かつ迅速に対応し、地域の実情に合わせた質の高い市民サービスの提供を推進します。また、国において、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集するため、平成 26（2014）年から導入している「提案募集方式」についても積極的に活用していきます。

## (12) 内部事務の見直し

- 専門性が低い事務の委託化等により、一般職員のマンパワーを専門性の高い事務へシフトしていくことを基本とした上で、専門性が高い事務については、処理コストの削減や、意思決定過程の簡素化・迅速化の観点から見直しを進めます。

### 取組3「育て、チャレンジする」

市民満足度を向上させるためには、サービスを担う職員の仕事に対する満足度を向上させることが重要です。そのため、職員の、働きやすい、働きがいのある環境づくりに取り組めます。

また、職員一人ひとりが、公務員としての高い倫理観の下、職位に応じた役割を的確に果たし、市民生活を支えるより良い市役所の構築に向け、常にチャレンジするよう、職員の意識改革に取り組むとともに、日常的に改善・改革を実践する組織風土の醸成に取り組めます。

さらに、協働・連携を通じ、共にチャレンジする地域人材の発掘・育成に取り組めます。

#### 【改革項目と主な取組内容】

##### (1) 計画的な人材育成

- 職員一人ひとりの行動指針、チーム原則に基づいた行動を徹底し、市職員としての倫理観、責任感を持った人材や専門性の高い人材、効率的・効果的な組織運営を行う人材等、行政のプロフェッショナルの育成を推進します。
- きめ細やかな人材育成を推進するため、局・区の人材育成計画に基づく取組や職場ごとの活発なOJTの取組を推進します。
- 専門性の高い人材を育成するため、複線型人事制度や人事異動サイクルの検証を行うなど、効果的な職員の配置を推進します。また、再任用職員がこれまで培ってきた知識と経験を効果的に活用する手法等を検討します。
- 市職員としてより高い資質と志を持った人材を確保するため、効果的な職員採用に向けた取組を推進します。

## (2) 職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

- 職員が能力を最大限に発揮できるよう、個人・組織間のコミュニケーションを活発化し、互いに助け合う組織風土を醸成すること等により、心の健康増進とメンタルヘルス不調の予防、体の健康の保持・増進に向けた取組を推進するとともに、仕事と生活の調和が取れた働き方を実現するための取組を推進します。
- 女性職員の意欲や能力を最大限に引き出し、より一層活躍できる環境を整備するとともに、障害のある職員一人ひとりの状況に配慮した人事配置や職域の拡大等、働きやすい職場環境を整備します。

## (3) 職員の改善意識・意欲の向上と自発的な職場改善運動の推進

- 全ての職員が市民目線での改善を主体的に実践するように、職場での改善運動の推進に取り組みます。また、職員の意欲的な行動を奨励し、他部署への改善意識の波及を図るための取組を推進します。
- 職員のやる気と働きがいを今まで以上に引き出すため、職員の能力開発や意欲向上に結びつける能力評価のあり方等、人事評価制度の見直しを進めます。

## (4) 地域人材の発掘・育成

- ボランティアや活動リーダーなど、協働・連携を通じ、共にチャレンジする人材を育成します。

## 第4章 各局改革実施プログラム

本章では、「第3章 改革の取組」の『取組1「共に支える」』・『取組2「再構築する」』・『取組3「育て、チャレンジする」』の3つの視点に基づく具体的な取組内容を、各局別に示します。

局名	ページ 番号	局名	ページ 番号
総務局	27	建設緑政局	56
総合企画局	37	港湾局	58
財政局	38	上下水道局	59
市民・こども局	42	交通局	61
市民・こども局こども本部	45	病院局	62
経済労働局	47	消防局	63
環境局	50	教育委員会事務局	64
健康福祉局	53	監査事務局	68
まちづくり局	55	人事委員会事務局	69

なお、今回は、市役所内部の改革を中心に掲載し、次の取組は平成27(2015)年11月に公表を予定する「行財政改革に関する計画素案」において掲載します。

- 1 「最幸のまち かわさき」の実現に向けた必要な施策・事業の推進と密接不可分であることから、新たな総合計画の策定作業と連携し、実施計画の主な取組とあわせて示す取組

■ 『取組2「再構築する」』のうち「(11) 市民サービス等の再構築」

- 2 今回の計画の考え方と取組の方向性で明らかにした改革制度を所管する局の考え方にに基づき、各局区等で検討・調整を行う取組

■ 『取組1「共に支える」』のうち

「(1) 多様な主体が共に担うまちづくりの推進」

(制度を所管する総合企画局の取組(検討段階)は今回掲載)

「(2) 区役所改革の推進」

(制度を所管する市民・こども局の取組(検討段階)は今回掲載)

■『取組2「再構築する」』のうち

「(4) 債権確保策の強化」

(制度を所管する財政局の取組(検討段階)は今回掲載)

■『取組3「育て、チャレンジする」』のうち

「(1) 計画的な人材育成」における各局の取組

(制度を所管する総務局等の取組(検討段階)は今回掲載)

また、現在、新たな取組として、全庁間での改革提案に基づく課題抽出・検討を進めており、「計画素案」では、そうした取組も掲載します。

## 総務局

<b>№・課題名</b>	<b>1</b>	<b>効果的な情報発信の取組推進</b>
<b>改革項目名</b>	取組1－(3) 市民との積極的な情報共有の推進	
<b>現状</b>		
<p>市の施策や取組等の情報発信とともに、「川崎市シティプロモーション戦略プラン」に基づいた、市民の川崎への愛着・誇りの醸成や対外的な認知度・イメージの向上のための施策・事業を推進していますが、市の魅力や施策・取組等についての情報が市民等に十分届いていない状況にあります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>職員の広報に対する意識の醸成や広報媒体・手法の強化・充実、川崎市の都市ブランド(川崎市の良好なイメージ)の強化に向けた取組とともに、推進体制の強化により、「伝える広報」から「伝わる広報」への取組を推進します。</p>		

<b>№・課題名</b>	<b>2</b>	<b>指定管理者制度導入施設の管理運営手法の見直し</b>
<b>改革項目名</b>	取組1－(4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用	
<b>現状</b>		
<p>本市はこれまで、民間活用の手法の一つとして、指定管理者制度の導入を積極的に推進してきました。平成15(2003)年度の川崎シンフォニーホールを皮切りに、平成27(2015)年4月現在では、制度導入施設が215施設に達し、多くの施設の管理運営手法として指定管理者制度を活用しています。</p> <p>指定管理者制度導入施設の中には、民間市場の成熟等により、行政が直接サービスを提供する必要性が低下している施設もあり、施設の譲渡等を含めた管理運営手法の見直しが必要です。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>指定管理者制度導入施設について、業務の継続性、市民サービスの向上等を前提に、施設の譲渡等による更なる民間活用の可能性を検討します。</p>		

## 総務局

<b>№・課題名</b>	<b>3 指定管理者制度の運用の見直し</b>
<b>改革項目名</b>	取組 1－（４）市民サービス向上に向けた民間部門の活用
<b>現状</b>	
<p>平成 26（2014）年度には、指定管理者制度の導入開始から約 10 年が経過し、更なる市民サービスの向上とより適正な施設の管理運営を目的に、非公募更新制の導入や指定管理者へのインセンティブ制度の見直しなどを行いました。</p> <p>非公募更新制やインセンティブ制度の運用状況などを確認し制度見直しの効果を検証するとともに、更なる市民サービスの向上と効率的・効果的な施設の管理運営を実現するため、制度運用の見直しを進める必要があります。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>非公募更新制やインセンティブ制度の運用状況など、制度見直しの効果を検証した上で、多様化する利用者のニーズに応えるなど市民サービスの向上を図るとともに、より効率的・効果的な施設の管理運営を実現するため、他都市事例等を研究しながら、評価の適正性や審査の厳格性の観点も踏まえた指定管理者制度の見直しを進めます。</p>	

<b>№・課題名</b>	<b>4 民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組</b>
<b>改革項目名</b>	取組 1－（４）市民サービス向上に向けた民間部門の活用
<b>現状</b>	
<p>本市では、適切な民間活用を図り、安全で良質な公共サービスを提供するための指針として、平成 20（2008）年度に「川崎市民間活用ガイドライン」を策定し、これに基づく取組を推進しています。</p> <p>このガイドラインは、本市が公共サービスの提供において、民間活用を図る場合の基本的な考え方や標準的な手順を示すものであって、様々な民間活用手法の中から最適な手法を決定する基準は定められていないため、統一的な考え方による対応が取れていないという課題があります。また、民間事業者等が提供するサービス水準等をより適正にモニタリングするための手法を構築する必要があります。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>民間活用手法の多様化と、それに伴う具体的な導入スキームの複雑化・高度化に対応するとともに、一層の市民サービスの向上等の効果の最大化を図るため、民間活用制度を専門的に担う執行体制の構築を検討します。</p> <p>また、民間事業者等に対する適正なモニタリングの手法の構築や、民間活用手法の統一的な基準の設定に向け検討を行います。</p>	

## 総務局

<b>№・課題名</b>	<b>5 守衛業務の見直し</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備
<b>現状</b>	
<p>本庁舎等の守衛業務については、本庁舎及び第 2 庁舎を職員が行い(夜間・閉庁日は委託)、第 3 庁舎及び第 4 庁舎は委託により行っていますが、更なる民間活用に向け、守衛職が担っている要人警護、議場警備等の特殊性、専門性など、民間部門を活用する際の諸課題について、検討を進めています。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>他都市の本庁舎警備業務委託化の状況や本庁舎等建替事業の進捗状況等を踏まえて、本庁舎等における守衛と警備員の役割分担について整理を行い、委託化等、民間部門の活用に向けた取組を進めます。</p>	

<b>№・課題名</b>	<b>6 危機管理体制の強化</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備
<b>現状</b>	
<p>地震、風水害等に関わる防災、減災対策は、全庁一丸となって取り組む施策であり、これまでの組織改正や東日本大震災以降の各種防災計画等の策定、見直しを通じ、各局室区の役割分担の整理・明確化を図ってきました。引き続き、危機管理室の役割を総括・調整機能に重点化した全庁的な効果的・効率的な危機管理体制の構築を進めていく必要があります。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>・災害時において、迅速かつ的確に対応するため、引き続き、実対応や各種訓練等による危機管理体制の検証や見直しを行います。</p> <p>また、平時から各局室区がそれぞれの役割のもと、連携した取組を推進するとともに、主体的に防災、減災対策に取り組むことができるよう役割分担の整理・明確化を進めます。</p> <p>・防災、減災対策及び災害、危機事象への対応は市の責務であり、職員一人ひとりがその一員であるという意識の醸成と効果的な人材育成の取組を進めます。</p>	

## 総務局

<b>№・課題名</b>	<b>7 給与制度の見直し</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (2) 給与・福利厚生制度の見直し
<b>現状</b>	
<p>これまで、給料表の構成や昇給制度の見直しとともに、社会経済環境の変化に合わせた給与水準の引下げや、退職手当、特殊勤務手当等の諸手当の見直しを実施してきました。</p> <p>今後も、引き続き、より一層、職務・職責と勤務実績に基づく給与制度を確立するため、国の動向等を踏まえながら、給料表の構成や昇給・昇格制度を始めとする給与構造の見直しの検討を行うとともに、市内民間事業所や国、他都市の状況等を踏まえて、適切な給与水準の確保や諸手当の見直しに取り組む必要があります。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>国や他都市の給与制度等の改正の動向、さらには行財政改革、公務員制度改革等の地方公務員給与に係る課題についての国の動向等を踏まえながら、引き続き、給与制度の見直しの検討を行うとともに、適正な給与水準の確保及び諸手当の見直しに取り組みます。</p>	

<b>№・課題名</b>	<b>8 福利厚生事業の見直し</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (2) 給与・福利厚生制度の見直し
<b>現状</b>	
<p>市が実施する福利厚生事業について、公正化・適正化の観点から、公費負担の見直しなどを実施してきました。</p> <p>【福利厚生事業の会費と補助金割合の段階的見直し】          会費と補助金の割合 平成 17 (2005) 年度 1 : 1.39 → 平成 25 (2013) 年度 1 : 0.24</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>厚生事業及び職員厚生会等の職員の互助組織が実施する各種事業について、社会経済状況の変化を踏まえ、引き続き事業の公費負担の見直しに取り組みます。</p>	

<b>№・課題名</b>	<b>9 新たな情報通信技術を活用した取組の推進</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (3) ICTの活用による市民サービスの向上・行政運営の効率化
<b>現状</b>	
<p>国は平成 26 (2014) 年 6 月に「世界最先端 IT 国家創造宣言」を閣議決定し、世界最高水準の IT 利活用社会の実現などに関する方向性を示しました。本市においては、オープンデータ拡充への取組をはじめ、モバイル端末の普及実態に合わせ、インターネット利用環境をさらに充実させるための公衆無線 LAN 環境の整備や新たな市民サービス提供の検討を進めています。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>情報通信技術の進展を踏まえ、市民のインターネット利用環境を充実させるなど、ICT を積極的に活用することにより、市民サービスの向上や行政運営の効率化、市民参加や協働の促進、地域の活性化や課題解決を更に進めます。</p>	

## 総務局

<b>№・課題名</b>	<b>10 社会保障・税番号制度導入に向けた取組</b>
<b>改革項目名</b>	取組2－(3) ICTの活用による市民サービスの向上・行政運営の効率化
<b>現状</b>	
平成25(2013)年5月に番号関連4法が成立したことにより、社会保障・税番号制度の施行に向けて、「川崎市社会保障・税番号制度の導入に伴う情報化施策推進委員会（マイナンバー推進委員会）」等を設置し、円滑な制度導入に向けた検討を進めていますが、マイナンバー及び特定個人情報の提供範囲の拡大等、制度拡充の動向に的確に対応していくことが課題となっています。	
<b>取組の方向性</b>	
社会保障や税の公正な給付と負担の確保、市民の利便性の向上、行政運営の効率化などを目的として、個人番号カードの交付・普及、制度利用に関連するシステムの改修、番号制度の活用などを進めます。	

<b>№・課題名</b>	<b>11 出資法人の経営改善の推進</b>
<b>改革項目名</b>	取組2－(10) 出資法人の経営改善
<b>現状</b>	
本市では、これまでの行財政改革の取組において、出資法人が担ってきた役割や事業について検証しながら、法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直しを実施してきました。 また、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進するため、「出資法人の経営改善指針」を策定し、各法人は本指針を踏まえて、経営ビジョンや経営課題に基づく具体的な行動計画を盛り込んだ「経営改善計画」を自ら策定し、経営改善に取り組んでいます。	
<b>取組の方向性</b>	
出資法人が行う事業の見直しや行政関与のより一層の適正化による自立的な経営に向けた取組を推進するため、社会環境や市民ニーズの変化などを踏まえた事業の整合性などの検証を行い、施策展開や事業の効率化に向けた手法の検討などの経営改善に取り組めます。 また、各法人は「経営改善計画」についてPDCAマネジメントサイクルによる検証及び改善を行い、本市は有効性と効率性等の観点からその結果を点検し、事業の有効性や法人の経営状況等を検証することにより、効率的・効果的な事業運営による市民サービスの向上を図ります。	

## 総務局

<b>№・課題名</b>	<b>12</b> 庁用自動車運転業務執行体制の見直し
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (12) 内部事務の見直し
<b>現状</b>	
<p>円滑で適切な業務運営、危機事象発生時への対応、業務上必要とする車種の特性などから、専任の運転手を配置して運行する車両以外については、車両更新状況と退職動向等を勘案し、減車やこれに伴う執行体制の見直しを進めてきました。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>退職動向と車両更新状況等を勘案して、引き続き、減車や職員配置の見直しを進めます。また、軽自動車の追加導入やタクシーチケットの利用等を進め、行政事務遂行上の機動力を確保します。</p>	

<b>№・課題名</b>	<b>13</b> 計画的な人材育成の推進
<b>改革項目名</b>	取組 3 - (1) 計画的な人材育成
<b>現状</b>	
<p>これまで職員一人ひとりが、「公共サービスの責任主体である」という意識をしっかりと持ち、市民からのニーズに適切にこたえることができるように人材育成の取組を着実に進めてきました。</p> <p>今後、少子高齢化の進展や多様化・増大化する市民ニーズに限られた職員数で的確に対応していくためには、今まで以上に、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮できるように人材育成の取組を更に充実・強化していく必要があります。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>平成 28 年（2016）3 月策定の「(仮称) 新たな人材育成基本計画」に基づいて、職員、職場、育成部門（人事・評価・研修）が一体となり、次の取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動指針、チーム原則の浸透</li> <li>・市職員としての倫理観、責任感を持った人材の育成・確保</li> <li>・地方公務員法の一部改正に合わせた標準的な職及び標準職務遂行能力の設定と能力本位の任用</li> <li>・人事評価制度を活用した能力及び実績に基づく人事管理の徹底</li> <li>・専門性の高い人材の育成・確保</li> <li>・効率的・効果的な組織運営を行う人材の育成・確保</li> <li>・職場の環境整備、活性化</li> <li>・職員の意識・意欲の向上</li> </ul> <p>また、きめ細やかな人材育成を行うため、局・区の人材育成計画に基づく取組等を推進します。</p>	

## 総務局

<b>№・課題名</b>	<b>14 職員の専門性を向上させるための取組の推進</b>
<b>改革項目名</b>	取組3－(1) 計画的な人材育成
<b>現状</b>	
<p>これまで職員の専門性を高める取組として、局別人材育成計画に基づく取組や、職域ごとの人材育成の推進、複線型人事制度の運用等を行ってきました。</p> <p>今後は、市民ニーズの多様化や団塊の世代の大量退職等で、一般事務職の職域においても高い専門性を求められる領域等があることから、既存制度の見直しや専門性を持った職員の効果的な活用等について検討を進める必要があります。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性の高い人材の育成を推進するため、既存の複線型人事制度の検証を行い、専門職、専任職の活用方法等について検討します。</li> <li>・専門性の高い人材の育成を踏まえた人事異動サイクルについて検討します。</li> <li>・再任用職員がこれまで培ってきた知識・経験を活用するための効果的な配置等について検討します。</li> </ul>	

<b>№・課題名</b>	<b>15 不祥事防止の取組推進</b>
<b>改革項目名</b>	取組3－(1) 計画的な人材育成
<b>現状</b>	
<p>これまで職員による不祥事を防止するため、服務に関する研修や依命通達の発出、不祥事防止委員会、自主考査などを継続的に行い、職員に対して必要な意識啓発や注意喚起等を行うなど、職員の高い公務員倫理の確立と厳正な服務規律の確保に努めているところですが、依然として不祥事がなくなるという状況には至っていません。</p> <p>そのため、今後も引き続き、高い公務員倫理の確立と厳正な服務規律の確保に向けた取組を効果的に実施していく必要があります。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の汚職、非行及び事故を未然に防止するため、依命通達による注意喚起を行うとともに、個々の職員が服務上の問題点に気付く機会を得ることを目的とした自己点検を実施します。</li> <li>・階層別研修等において、公務員倫理等をテーマにした研修や各職場単位での自主考査を行い、公務員倫理や服務規律などの職員の規範意識の向上を図ります。</li> <li>・自らの職場で想定される不祥事について問題意識を持ち、それらを防止するための対策を継続的に実施するため、定期的に不祥事に対する危機意識の共有を図るとともに、不祥事防止に向けた取組状況等を調査し、是正指導することで防止対策の推進を図ります。</li> </ul>	

## 総務局

<b>№.・課題名</b>	<b>16</b>	<b>心と身体の健康管理の推進</b>
<b>改革項目名</b>	取組 3 - (2) 職員の能力が十分に発揮できる環境づくり	
<b>現状</b>		
<p>これまで健康診断の受診率の向上や産業医面談等のほか、「川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画」に基づく予防対策、労働安全衛生マネジメントシステムの確立をめざした労働安全衛生研修の実施や専門アドバイザーを招いての職場環境改善の取組等を実施してきました。</p> <p>しかしながら、平成 26(2014)年度のメンタル不調を原因とした長期療養職員(160人)は全長期療養職員の 50%以上を占め、また職員全体に占める割合はこの数年横ばいとなっています。</p> <p>今後も職員が健康で安全に仕事に取り組むことができるよう、引き続き心と身体の健康管理の推進を効果的に進めて行く必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画」に基づき、4つのメンタルヘルスケアの充実を図るとともに、心の健康増進と予防を重視した取組を行います。</li> <li>・職員一人ひとりが自身の健康を見つめ直し、健康で安全に業務が遂行できるよう、身体の健康の保持・増進に向けた取組を推進します。</li> </ul>		

<b>№.・課題名</b>	<b>17</b>	<b>職員個々の状況に応じた働く環境の整備</b>
<b>改革項目名</b>	取組 3 - (2) 職員の能力が十分に発揮できる環境づくり	
<b>現状</b>		
<p>障害のある職員については、採用や異動後の職員の状況を確認し、人的及び物的な環境整備や適正な配置に努めてきました。</p> <p>女性職員については、能力・実績に基づく適材適所の人事配置、研修を通じたキャリア形成支援等、登用の拡大に取り組んできました。</p> <p>再任用職員については、希望や経験・能力を踏まえた効果的な配置による活用等を実施してきました。</p> <p>今後、年金の支給開始年齢の引き上げに伴い再任用職員が増えることや、障害の有無や性別に関わらず、広く職員の活躍が期待されることから、これまでの取組を国や他の自治体の動向も踏まえ、充実していく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある職員一人ひとりの状況に配慮した人事配置や職域の拡大等、引き続き働きやすい職場環境を整備します。</li> <li>・女性職員が更に活躍するように職域の拡大を図るとともに、研修の充実や計画的・継続的な人事管理、管理職による適切な指導・助言等の支援をあわせて行うことで、意欲や能力を持って活躍できる環境を整備します。</li> <li>・再任用職員が意欲を持って仕事に取り組むことができるように、役割・活用方法の検討のほか、研修等の取組を実施します。</li> </ul>		

## 総務局

<b>№・課題名</b>	<b>18</b>	<b>ワーク・ライフ・バランスの推進</b>
<b>改革項目名</b>	取組3－(2) 職員の能力が十分に発揮できる環境づくり	
<b>現状</b>		
<p>これまで「川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）」に基づき、全ての職員がそれぞれのライフステージで仕事と生活の調和が取れた働き方を実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めてきました。</p> <p>今後も職員が安心して子育てや介護、地域活動などを行いながら、職場で能力を最大限に発揮できるように、行動計画や子育て等にかかわる各種制度の情報提供等を実施し、職場環境や職員意識をさらに醸成していく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に推進します。</li> <li>・全職員を対象に理解を深める研修等を実施します。</li> <li>・育児休業等に関する情報共有ができる機会を毎年設けます。</li> </ul>		

<b>№・課題名</b>	<b>19</b>	<b>職員の改善意識・意欲の向上と職場改善運動の推進</b>
<b>改革項目名</b>	取組3－(3) 職員の改善意識・意欲の向上と自発的な職場改善運動の推進	
<b>現状</b>		
<p>これまで職員の改善意欲の向上や意識の波及を図る取組として、職員提案制度や業務改善事例発表会（チャレンジ☆かわさき選手権）などの取組を実施してきました。</p> <p>取組による効果が着実に出ている一方、効果が一部の部署や職員に留まっているところもあり、より効果的な取組となるように見直しに向けた検討が必要な状況です。</p> <p>今後は、こうした意識や取組が市役所全体に波及し、誰もが当たり前前に改善に取り組むように、意識向上の取組とあわせて、自発的な職場改善運動を一層推進していく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>全ての職員が市民目線での改善を主体的に実践するように、職場での改善運動の推進に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の意欲的な行動を奨励し、更なる意識の向上、他部署への改善意識の波及を図るため、改善事例発表会や庁内システム等による情報共有の取組を積極的に推進します。</li> <li>・より現場に近い職員が意思決定を行うことで、意思決定の迅速化を図るとともに、職員の意識向上を図ります。</li> </ul>		

## 総務局

№．・課題名	20	職員の能力・意欲を更に向上させる人事評価制度の見直し
改革項目名	取組3－(3) 職員の改善意識・意欲の向上と自発的な職場改善運動の推進	
現状	<p>これまで人事評価制度において、評価結果を任用、給与等へ反映する等により職員のやる気と働きがいを引き出してきました。また、市民サービスの向上や事務・事業の改善に関する優秀な提案を行った職員を評価するなどの取組を実施してきました。</p> <p>今後は、職員の能力・意欲を更に向上させるよう、評価制度の見直しに向けた検討が必要となります。</p>	
取組の方向性	<p>人事評価制度について、職員のやる気と働きがいを今まで以上に引き出すため、標準職務遂行能力に沿った能力評価への対応に加え、新たな追加加点に関する検討を行うなど、評価制度の見直しを検討します。</p>	

## 総合企画局

<b>№・課題名</b>	1	<b>多様な主体の協働・連携による地域課題解決のためのプラットフォームの構築</b>
<b>改革項目名</b>	取組1－(1)多様な主体が共に担うまちづくりの推進	
<b>現状</b>		
<p>川崎市では、平成16(2004)年に自治基本条例を制定し、自治運営の三原則に基づく参加や協働に関する制度・施策の設置やその運営を通じ、市民自治のまちづくりを進めてきました。</p> <p>条例の制定から約10年が経過する中で、NPO法人の認証数の増加など、地域における市民主体の取組も拡大し、従来の町内会・自治会の地縁活動に加え、市民活動団体やボランティア団体の活動、さらに、企業や大学の社会貢献活動や地域連携の取組など、幅広い分野で多様な主体が協力してまちづくりを担っています。</p> <p>その一方で、社会経済環境の変化に伴い、地域における課題も多様化・複雑化してきており、地域の多様な主体と行政が、今後、どのようなビジョンを持ち、協働・連携して地域づくりを担っていくか、明確な方向性を示すことが急務となっています。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28(2016)年3月策定の「(仮称)川崎市協働・連携の基本方針」に基づき、行政も地域の担い手の一員として、地域で活動する団体や企業、大学と協働・連携し、共にまちづくりを進めます。また、そのために必要な推進体制の整備や進捗管理を行います。</li> <li>行政や地域の取組の「見える化」や、関連情報の共有化により、誰もが気軽に多様化・複雑化する地域課題の解決に向けた取組に参加できるようにするため、ICTなどを活用して情報や人材をつなぐプラットフォームを構築します。</li> </ul>		

<b>№・課題名</b>	2	<b>戦略的な市民へのアンケート調査の実施</b>
<b>改革項目名</b>	取組1－(3)市民との積極的な情報共有の推進	
<b>現状</b>		
<p>地域や社会における課題が複雑化し、市民ニーズも多様化している中で、市民の市政に対する意識や生活意識等を多面的に調査し、市政運営や政策立案の参考とすることがますます重要となっています。</p> <p>本市では、平成18(2006)年度から年2回、「かわさき市民アンケート」を実施しているほか、各区・局においても類似アンケートを実施していますが、その差別化、役割分担の明確化、データの共有化・一元化が必要となっています。</p> <p>また、政策立案等にどのようにいかされているのかを検証し、実施手法やテーマ、内容の定型化等を改善する必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>「かわさき市民アンケート」について、調査結果の市政運営や政策立案への一層の活用に向けた庁内検討を行い、時宜に応じたテーマの設定とともに、従来の手法による継続調査とあわせ、インターネットモニターなど、対象者を限定しない手法を用いるなど、調査手法の多様化を図ります。</p> <p>また、政策課題の設定と調査結果の比較検討を踏まえた実施内容の改善とともに、調査結果の庁内での共有化・一元化を図ることによるアンケート項目の重複回避、データ分析の高度化等を図ります。</p>		

# 財政局

<b>№.・課題名</b>	<b>1</b>	<b>一層の市税収入確保に向けた取組強化</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (4) 債権確保策の強化	
<b>現状</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税収入確保対策本部を設置し、市税収入の確保に積極的に取り組んだ結果、平成 11 (1999) 年度に約 160 億円であった収入未済額を平成 25 (2013) 年度には約 70 億円まで削減するなど、成果を上げています。</li> <li>・景気動向には持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい財政状況の中、「市税滞納整理方針」を定め、新たな滞納整理体制のもと、徴収事務を効果的、効率的かつ積極的に進め、市税収入率の更なる向上をめざして取り組んでいます。</li> </ul>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>債権・動産差押えや、インターネットを利用した公売、初期未納対策として民間委託による「納税お知らせセンター」の活用などの従来からの取組に加え、滞納整理の早期化・集中化を図ることにより、平成 26 (2014) 年度 97.7% (見込) の収入率を、平成 29 (2017) 年度までの 3 年間で、本市における過去最高の 98.6% にすることをめざします。</p>		

<b>№.・課題名</b>	<b>2</b>	<b>市税以外の滞納債権徴収に向けた取組強化</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (4) 債権確保策の強化	
<b>現状</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 (2008) 年度から国民健康保険料など主な 11 債権について集中的に滞納債権対策に取り組み、平成 20 (2008) 年度に約 193 億円であった収入未済額を平成 25 (2013) 年度には約 142 億円まで削減するなど、成果を上げています。</li> <li>・平成 26 (2014) 年の「川崎市債権管理条例」の制定を一つの契機として、条例に則って更なる債権管理の適正化に取り組むために、債権管理体制を整備・拡充し、現在 600 を超える全ての市の債権 (市税を除く。) を対象として債権対策を推進しています。</li> <li>・平成 26 (2014) 年 3 月の債権対策本部会議にて決定された「債権対策基本方針」を踏まえ、全滞納債権の平成 27 (2015) 年度末収入未済額を、181 億円 (平成 25 (2013) 年度末) から 160 億円へ縮減する取組目標を設定しました。</li> </ul>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>市民負担の公平性の確保と円滑な財政運営に資するために、「川崎市債権管理条例」等の全庁統一的なルールに基づいた適正な債権管理と滞納整理の推進とともに、債権対策本部会議をはじめとする債権対策の推進体制による滞納債権対策の充実・強化を図ります。</p>		

# 財政局

<b>№・課題名</b>	<b>3 施設の長寿命化</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (5) 戦略的な資産マネジメント
<b>現状</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点による施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に推進する公共施設等総合管理計画である「かわさき資産マネジメントカルテ（第2期取組期間の実施方針）」（平成 26（2014）年3月策定）に基づき、施設の長寿命化を推進しています。</li> <li>・市営住宅、学校施設、道路、橋りょう等について、個別長寿命化計画に基づき長寿命化を推進しています。</li> <li>・庁舎等建築物（市営住宅、学校施設等を除く建築物）について、資産マネジメントシステムによる施設の劣化状況の一元管理を行い、法定・日常点検に基づく施設の劣化状況等に応じた工事優先度判定により長寿命化を推進しています。</li> </ul>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>施設の種類・特性に応じ、定期的な施設点検等の適切な管理を行い、利用の安全性を確保するとともに、施設を構成する部位等の劣化を予測し、機能停止などを未然に防ぐ予防保全を行うことによる施設の長寿命化を推進します。</p>	

<b>№・課題名</b>	<b>4 資産保有の最適化</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (5) 戦略的な資産マネジメント
<b>現状</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさき資産マネジメントカルテ（第2期取組期間の実施方針）」（平成 26（2014）年3月策定）に基づき、資産保有の最適化を推進しています。</li> <li>・将来の財政状況等を見据えた建築物総量の管理を行いながら資産保有の最適化を推進しています。最適化については、将来的な人口減も見据えた上で、当面は、人口増に向けた対応が必要となります。</li> </ul>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>稼働状況等の使用価値と土地価格等の市場価値といった施設個別の観点や、市民ニーズの分布や利便性等を勘案した施設配置等の広域的な観点からの資産保有の最適化を推進します。</p>	

# 財政局

<b>№・課題名</b>	<b>5 財産の有効活用</b>
<b>改革項目名</b>	取組2－(5) 戦略的な資産マネジメント
<b>現状</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさき資産マネジメントカルテ（第2期取組期間の実施方針）」（平成26（2014）年3月策定）に基づき、財産の有効活用を推進しています。</li> <li>・活用事例をとりまとめた「有効活用カタログ」（平成26（2014）年6月策定）を活用し、多様な効果創出に向けた財産の有効活用の取組拡大を推進しています。</li> <li>・平成27（2015）年4月に、本市初となるネーミングライツ（命名権）を川崎富士見球技場（愛称「富士通スタジアム川崎」）に導入しました。</li> </ul>	
<b>取組の方向性</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政効果のみならず、本市のさまざまな施策推進や課題解決に寄与することを踏まえた多様な効果の創出に向け、財産活用の手法や対象の拡大を図ります。</li> <li>・庁舎等駐車場については、有料化による適正利用や、電気自動車充電器の拡充等による利用環境の改善に取り組みます。</li> <li>・庁舎等余剰地や余剰床の貸付事業については、貸付等による歳入確保や、環境配慮型や災害対応型などの付加価値の高い自動販売機の設置に取り組みます。</li> <li>・広告事業については、事業者と連携した広告事業の展開による歳入確保等に取り組みます。</li> <li>・ネーミングライツ（命名権）については、導入施設の拡大に取り組みます。</li> </ul>	

<b>№・課題名</b>	<b>6 多様な入札制度の実施</b>
<b>改革項目名</b>	取組2－(6) 入札・契約制度改革
<b>現状</b>	
<p>これまでの一般競争入札等に加え、入札者の技術力なども評価し、落札者を決定する総合評価一般競争入札を一部の入札に導入するなど、より一層の公共事業の品質確保を図っていくことや、インターネット環境を活用したリバースオークション（せり下げ方式）など多様な手法の導入等により、透明性・競争性・公平性の確保に留意しつつ、より公正な入札・契約制度の構築に取り組んでいます。</p> <p>また、公正な競争の促進を前提としながらも、地域経済の健全な発展を図り、優良な市民サービスの提供につながるよう、地域に貢献する事業者へのインセンティブ発注など、地元企業が受注しやすい環境づくりに取り組んでいます。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>これまでの一般競争入札等に加え、社会貢献度等を評価するなどして、インセンティブ発注を充実させていくとともに、多様な入札契約制度を検討し、実施します。</p> <p>また、対象となる品目や実施回数等を検討しながら、引き続きリバースオークションを実施し、その効果を検証します。</p> <p>さらに、ダンピング受注の防止や総合評価一般競争入札の効果的な運用など、地元企業が受注しやすい環境づくりを推進します。</p>	

## 財政局

<b>№・課題名</b>	<b>7</b>	<b>公契約制度の的確な運用</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (6) 入札・契約制度改革	
<b>現状</b>		
労働者の適正な労働環境の整備を図ることにより、公共事業の品質を確保することを目的として、平成 23 (2011) 年度から公契約制度を施行し、適正な運用に努めています。		
<b>取組の方向性</b>		
公共工事設計労務単価や生活保護基準、最低賃金等の動向を踏まえ、適切かつ的確に公契約制度を運用していきます。		

<b>№・課題名</b>	<b>8</b>	<b>戦略的な資金調達と資金運用の推進</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (7) 資金の調達と運用の安定化・効率化	
<b>現状</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市債の約 85%を民間資金から調達しており、それに伴い減債基金残高も増加していることから、安定的な民間資金の調達と、効率的かつ効果的な運用面での取組が重要な課題となっています。</li> <li>・学識経験者や市場関係者等を構成員とする「起債運営アドバイザー・コミッティ」において、起債運営や資金運用の実務面に関して、直接かつ継続的に意見聴取等を行っています。</li> <li>・庁内会議として「市債管理運営会議」及び「資金管理会議」を設置し、安定的かつ確実を前提とした効率的な資金調達・資金運用に努めています。</li> <li>・平成 25 (2013) 年度に「戦略的資金管理推進検討委員会」を設置し、銀行等引受債の活用等による資金調達の多様化・効率化、及び資産負債管理 (ALM) を踏まえた運用の視点から、一層の資金運用の効率化等に向けた取組推進について検討を行いました。</li> </ul>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>多様な資金調達手法の効果的な活用を推進し、資金調達の安定性、効率性の向上、金融市場動向への的確な対応に取り組みます。</p> <p>また、資金の運用においては、資産と負債を総合的に管理し、運用の確実性、効率性の向上、金融市場動向への的確な対応に取り組み、運用益の最大化を図ります。</p>		

## 市民・こども局

<b>№・課題名</b>	<b>1</b>	<b>めざすべき区役所像の実現に向けた取組の推進</b>
<b>改革項目名</b>	取組1－(2) 区役所改革の推進	
<b>現状</b>		
<p>区役所が市民協働拠点として、地域の総合的な視点からの主体的な調整や計画的な課題解決事業を実施できるよう、区役所の機能強化の取組を推進し、区役所と多様な主体との協働による地域の課題や区役所サービスの向上に取り組んできました。</p> <p>しかしながら、局区間の連携・役割分担・調整のあり方、人材育成、市民の地域活動への参加促進など、取組全般に共通している改善すべき課題が残っていることや、マイナンバー制度の導入等の社会状況の変化により、区役所の更なる改革を推進する必要があることから、平成 27 (2015) 年度策定の「区役所改革の基本方針」に基づき、これからの区役所の果たすべき役割を明らかにし、区役所の更なる改革を推進する必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>「区役所改革の基本方針」に基づき、自助・共助（互助）の取組としての地域包括ケアシステムにおける地域支援機能を含む地域での顔の見える関係づくりや、公助の取組としての便利で快適な市民サービスの提供を推進するための機能・体制等の検討を行い、区役所機能強化に向けた取組を段階的に進めます。</p>		

<b>№・課題名</b>	<b>2</b>	<b>「かわさき市政だより」のリニューアル</b>
<b>改革項目名</b>	取組1－(3) 市民との積極的な情報共有の推進	
<b>現状</b>		
<p>「かわさき市政だより」は、市のお知らせや催し物などの身近な情報を掲載した広報紙として、毎月2回発行していますが、若年者層の読者を掘り起こし、より多くの情報を市民に伝えるとともに、誰でもわかりやすく、読みやすい「かわさき市政だより」とするため、平成 27 (2015) 年7月に紙面のリニューアルを行いました。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>平成 26 (2014) 年度に実施した市民アンケートでは、市民が市の情報を得る方法としては市政だよりが最も多く、各広報媒体の中でも最も高い広報効果があるという結果が出ていることから、リニューアル後の効果測定を行うとともに、その結果を踏まえ市政だよりの魅力を更に高める取組を推進します。</p>		

## 市民・こども局

<b>№・課題名</b>	<b>3 区民会議の今後のあり方の検討</b>
<b>改革項目名</b>	<b>取組1－(3) 市民との積極的な情報共有の推進</b>
<b>現状</b>	
<p>暮らしやすい地域社会をめざして地域の身近な課題を区民が主体となって解決するしくみとして、「自治基本条例」と「区民会議条例」に基づき平成18(2006)年度から各区に区民会議を設置しており、平成28(2016)年度は6期目を迎えます。</p> <p>なお、第4期自治推進委員会が実施した自治基本条例に基づく総合的な評価において、区民会議については、「調査審議結果を具体的な事業として実行していくための仕組づくり」や「認知度向上」、「委員の役割や任期、参与の位置付け等区民会議の仕組自体の整理」などが必要であると提案なされたこと等を受け、第6期区民会議ではこれらの課題について、各区の特性に応じて運用上の改善・活性化を図る必要があります。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>自治基本条例における自治運営の3つの基本原則(情報共有・参加・協働)に基づく、市民自治の確立に向けて、「誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり」を見据え、「区役所改革の基本方針」との連携・整合も図りながら検討を行い、今後の区民会議が担うべき役割・機能などについて整理を進めます。</p>	

<b>№・課題名</b>	<b>4 市民ミュージアムにおける指定管理者制度の導入</b>
<b>改革項目名</b>	<b>取組1－(4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用</b>
<b>現状</b>	
<p>市民ミュージアムは、平成16(2004)年2月の包括外部監査における「民間であれば倒産状態」という厳しい指摘を受け、平成17(2005)年度に策定した「川崎市市民ミュージアム改革基本計画」で自らがめざす姿を明確にし、集客と経営効率の向上をめざして数値目標を設定しました。</p> <p>この基本計画に基づくさまざまな取組を進め、年間来館者数及び収支比率は一定の成果をあげましたが、漫画やアニメ等ミュージアムの特徴を活かし、これまで実施してきた展覧会の更なる魅力向上や川崎ゆかりの芸術家の創出等の充実すべき取組は依然残っていることから、民間事業者等のノウハウを最大限に活用することにより、更なる魅力形成と向上を図るほか、効率的・効果的な施設運営に向け、指定管理者制度導入の検討を行っています。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>更なる魅力形成と向上を図るため、職員が行っている基幹業務である総務・企画・教育普及業務と委託化している学芸業務を一体的に行い、権限と責任を明確にした管理運営体制の構築と運営の効率化をめざし、指定管理者制度導入に向けた取組を進めます。</p>	

## 市民・こども局

№・課題名	5	証明書郵送交付業務の集約化及び戸籍入力業務の効率化の推進
改革項目名	取組2－(1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備	
現状	<p>各区役所区民課・支所区民センターで実施している住民票の写し等の証明書郵送交付業務について、麻生区役所柿生分庁舎の一部を利用した実施に向けて検討しています。</p> <p>また、戸籍入力業務集約化の検証に向けた調整を行っています。</p>	
取組の方向性	<p>住民票の写し等の証明書郵送交付業務について集約化・委託化に向けた取組を進めます。</p> <p>また、戸籍入力業務について、一部非常勤化を進めるとともに、集約化するための川崎区における試行実施に向けた検証を実施します。</p>	

## 市民・こども局こども本部

<b>№.・課題名</b>	<b>1</b>	<b>公立保育所の民営化</b>
<b>改革項目名</b>	取組 1－（４）市民サービス向上に向けた民間部門の活用	
<b>現状</b>		
<p>平成 17（2005）年度以降、指定管理者制度の導入や、建替えとあわせ施設の整備・運営を委ねる手法により、平成 27（2015）年 4 月時点で、36 か所 39 園の公立保育所の民営化を実施し、延長保育の拡大などの市民サービスの向上を図りました。さらには、保育所建物の民間譲渡及び貸付の手法による民営化も予定しています。</p> <p>今後も、限られた財源を効率的に活用し保育需要の多様化・増大化に対応するため、引き続き、民営化を推進する必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>引き続き、多様化・増大化する保育需要に対応した質の高いサービス提供を確保するため、民営化等の実施が確定していない残り 16 か所 17 園について、施設の譲渡や貸与等の手法も活用しながら民営化を推進します。</p>		

<b>№.・課題名</b>	<b>2</b>	<b>公設民営（指定管理者制度導入）保育所の民設民営化</b>
<b>改革項目名</b>	取組 1－（４）市民サービス向上に向けた民間部門の活用	
<b>現状</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17（2005）年度から平成 22（2010）年度にかけて、公立保育所 14 か所 15 園に指定管理者制度を導入しました。</li> <li>一方で、同制度を導入した公設民営保育所の運営費が国庫負担金の対象外となり、財政的な効果が希薄化したこと、また子どもが生活を行う場であるという保育所の特性上、より長期的な視点に立った運営が望ましい面もあることから、民設民営化を検討してきました。</li> <li>平成 26（2014）年 9 月に公設民営保育所の民設民設化の今後の方向性を決定し、「建物が単体施設の場合」は、建物・工作物は有償譲渡、土地は無償貸付とし、「建物が複合施設の場合」は、建物・工作物・土地の無償貸付を原則としました。</li> <li>平成 27（2015）年 4 月、建物が単体施設の 5 園について、建物を譲渡とすることで、民設民営化を実施しました。</li> </ul>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>公設民営保育所の各保育所の指定管理期間の終了を目途として、引き続き民設民営化を進め、平成 31（2019）年 4 月の完了に向けて取り組みを進めます。</p>		

<b>№.・課題名</b>	<b>3</b>	<b>子ども施策における効果的・効率的な執行体制の検討</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2－（１） 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備	
<b>現状</b>		
<p>「川崎市子ども・子育て支援事業計画」を平成 26（2014）年度に策定し、子育てを社会全体で支える環境づくりや、乳幼児期の保育・教育の良質な環境づくりなどに取り組んでいますが、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方も踏まえた、効果的・効率的な執行体制を構築する必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>子どもたちが地域のさまざまな人から温かく見守られ、成長できる環境づくりを進めるとともに、支援が必要になった場合に、行政による適切な支援を行う体制を確保するなど、地域包括ケアシステム推進ビジョンを踏まえた効果的・効率的な執行体制の整備を進めます。</p>		

## 市民・こども局こども本部

№.・課題名	4	待機児童対策の継続した取組の推進
改革項目名	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備	
現状		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭への支援や保育ニーズ等への対応を図る中、待機児童の解消に向け、平成 26 (2014) 年 1 月に待機児童ゼロ対策室を設置するとともに、平成 26 (2014) 年 2 月には、待機児童対策の基本方針を策定し、これに基づく取組を推進するため市長をトップとした「川崎市待機児童ゼロ対策推進本部」を設置しました。</li> <li>・各区役所及び区役所支所に、「区待機児童ゼロ対策担当」を設置し、保育所等の利用申請者への相談・サポート体制を強化しました。</li> <li>・これらの取組により平成 27 (2015) 年 4 月における待機児童解消を達成しましたが、今後も保育需要に適切に対応し待機児童解消に向けた取組を継続していく必要があります。</li> <li>・また、保育所等が急増したことにより、保育の質の担保・向上が課題となっています。</li> </ul>		
取組の方向性		
<p>平成 27 (2015) 年 3 月に策定した「川崎市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間：平成 27 (2015) ～31 (2019) 年度) に基づき、必要な地域への保育受入枠の確保や、区役所における相談・支援のさらなる充実等、待機児童解消に向けた取組を継続するとともに、適切な執行体制の整備を進めます。</p> <p>また、新たな公立保育所による民間保育所への支援、公・民保育所の人材育成の取組などにより、保育の質の担保・向上を図ります。</p>		

№.・課題名	5	こども文化センターの今後のあり方の検討
改革項目名	取組 2 - (5) 戦略的な資産マネジメント	
現状		
<p>こども文化センターは児童の健全育成をめざすとともに、地域での遊びの拠点として概ね各中学校区に 1 か所設置されています。一方、青少年の生活形態の変化、子育て家庭の交流の場の充実に加え、地域の拠点としての活用等が課題となっています。</p>		
取組の方向性		
<p>現在の子ども・若者が抱える課題への対応策、地域包括ケアシステムを踏まえた整理など、社会状況の変化に伴うこども文化センターのあり方・将来像を検討するとともに、今後の人口推移や、施設の老朽化に伴う大規模修繕・建替えが必要となってくることも踏まえながら、施設の位置付けや活用策の見直しを検討します。</p>		

## 経済労働局

№.・課題名	1	(仮称) 小杉町二丁目地区コンベンション施設の整備に伴う効率的・効果的な管理運営体制の構築
改革項目名	取組 1 - (4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用	
現状	<p>企業や研究者、技術者等のオープンイノベーションの交流拠点として、平成 30 (2018) 年度の供用開始をめざし、小杉二丁目地区に、コンベンション施設の整備を予定しており、民間活用を視野に入れた、施設の効率的・効果的な管理運営手法を検討する必要があります。</p>	
取組の方向性	<p>同コンベンション施設は、市民利用をはじめ、企業の製品展示会や医療系大学、研究機関等のシンポジウムなど、幅広い利用を想定していることから、施設の管理運営については、誘致活動等を含め、民間のノウハウを最大限に活用するため、指定管理者制度の導入等を検討・実施します。</p>	

№.・課題名	2	民間部門を活用した産学交流・研究開発施設の整備と効率的・効果的な管理運営体制の構築
改革項目名	取組 1 - (4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用	
現状	<p>新川崎・創造のもり地区においては、産学公民の連携により、新しい科学技術や、産業を創造する研究開発拠点の形成を推進しています。</p> <p>これまで、第 1 期事業として、慶應義塾大学の先導的研究施設「K2 (ケイスクエア) タウンキャンパス」、第 2 期事業として、ベンチャービジネス創出支援施設「かわさき新産業創造センター (KBIC)」を開設し、また、第 3 期事業の第 1 段階事業として、平成 24 (2012) 年に「ナノ・マイクロ産学官共同研究施設 (NANO BIC)」を開設したところです。</p> <p>今後、第 3 期第 2 段階事業として整備を進めている産学交流・研究開発施設について、施設を利用する民間事業者や大学等のニーズを満たすため、官民が連携した効率的・効果的な施設の整備、管理運営に取り組む必要があります。</p>	
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに整備する産学交流・研究開発施設について、民間部門の活用を基本とした整備及び管理運営体制の構築に向けて事業を推進していきます。</li> <li>産学交流・研究開発施設の一部は公共施設部分として市が所有するため、指定管理者制度等の管理運営手法を検討します。</li> </ul>	

## 経済労働局

<b>№・課題名</b>	<b>3 北部市場の管理運営体制の見直し</b>
<b>改革項目名</b>	取組1－(4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用
<b>現状</b>	
<p>市場取扱高の低下や市場間競争の激化等により卸売市場をめぐる情勢が引き続き厳しい中、開場30年を超え施設の老朽化も進む北部市場では、再整備工事の実施等により、市場機能の強化と市場運営の効率化に取り組んでいます。</p> <p>また、南部市場では平成26(2014)年度から指定管理者制度を導入し、民間活力による効率的な管理運営を進めています。</p> <p>北部市場においては、施設の老朽化にも対応しながら、より効率的で持続可能な管理運営体制の見直しを進める必要があります。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>平成26(2014)年度から指定管理者制度を導入した南部市場の制度導入効果を検証しながら、市場を取り巻く環境の変化に対応した市場機能の強化と北部市場の管理運営体制の見直しについて検討します。</p>	

<b>№・課題名</b>	<b>4 競輪事業の運営手法の見直し</b>
<b>改革項目名</b>	取組2－(1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備
<b>現状</b>	
<p>入場者数や売上が減少傾向にあることから、施設の収容人員の最適化や投票所などの集約・効率化を図る施設の再整備を進めています。</p> <p>施設の再整備に合わせて、効率的・効果的な競輪事業の運営手法について、民間部門の更なる活用に向けた検討を進める必要があります。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士見周辺地区の魅力を高め、まちづくりに貢献するため、競輪事業を持続可能とする運営の確立をめざした取組を更に進めます。</li> <li>・施設の再整備に合わせて、施設の管理運営に関する複数の業務を包括的に民間事業者に委託することで、事業運営コストの縮減、民間のノウハウを活用した競輪事業のイメージアップに取り組みます。</li> </ul>	

## 経済労働局

<b>№.・課題名</b>	<b>5 競輪事業特別会計の健全化に向けた取組の推進</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (8) 特別会計の健全化
<b>現状</b>	
<p>娯楽の多様化やファンの高齢化等により、競輪事業を取り巻く環境は厳しく、全国的に車券売上は減少傾向にあります。</p> <p>そのような状況の中、川崎競輪場では、「富士見公園との一体感を感じられる空間づくり」と「持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくり」をコンセプトとして、施設の再整備を実施しています。</p> <p>施設の再整備と合わせて車券売上の向上、経費節減等に取り組み、利益の一部について、今後も安定的に一般会計へ繰出していく必要があります。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>施設の再整備とあわせて、包括的な業務委託による事業の効率化とともに、新たなファンの獲得をめざしたガールズ競輪の開催や特別競輪の誘致活動を推進することにより、車券売上の向上を図り、利益を拡大し、安定的に一般会計への繰出を行います。</p>	

<b>№.・課題名</b>	<b>6 卸売市場事業特別会計の健全化に向けた取組の推進</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (8) 特別会計の健全化
<b>現状</b>	
<p>北部市場では、平成 25 (2013) 年度の青果卸合併に伴う取扱高増加や水産物部の再編に向けた対応などが求められており、南部市場では、平成 26 (2014) 年度から導入した指定管理者制度の効果の検証、青果卸撤退への対応などが求められています。</p> <p>こうしたことから、平成 27 (2015) 年度策定の「(仮称) 川崎市卸売市場経営プラン」に基づき、中長期的な視点に立った本市卸売市場の方向性を検討していく必要があります。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(仮称) 川崎市卸売市場経営プラン」に基づき、北部市場においては「広域型生活拠点市場」をめざした市場機能の強化、南部市場においては「生活密着型コンパクト市場」をめざした民間ノウハウの更なる活用などを検討・実施していきます。</li> <li>・新地方公会計制度に基づく財務諸表の作成・公表を通じ、会計の透明性を確保し健全化を図ります。</li> </ul>	

# 環境局

<b>№・課題名</b>	<b>1</b> 環境教育における効果的な手法の検討
<b>改革項目名</b>	取組1－(3) 市民との積極的な情報共有の推進
<b>現状</b>	
<p>本市では、「川崎市環境教育・学習基本方針」（平成7（1995）年度策定・平成18（2006）年度改訂）に基づき、環境教育に関する事業を推進しています。</p> <p>平成25（2013）年度は市内全体で108事業（延べ参加数：約354,000人）を実施しました。</p> <p>環境教育は本市のほか、市民活動団体や事業者など、多くの実施主体により、講座やイベントの実施、刊行物の作成等、さまざまな取組が活発に進められています。</p> <p>今後は、それぞれの役割を整理しながら、環境教育の体系的かつより効果的な推進を図る必要があります。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>多くの実施主体による環境教育の取組の実施状況を把握しながら、市民活動団体、事業者等との連携による効率的な事業の実施に向けた調整を行うなど、環境教育の体系的かつより効果的な推進を図ります。</p>	

<b>№・課題名</b>	<b>2</b> 廃棄物収集業務の委託化
<b>改革項目名</b>	取組2－(1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備
<b>現状</b>	
<p>家庭系ごみの収集運搬については、効率的・効果的な収集体制を構築するため、順次委託化を図ってきました（粗大ごみ（平成20（2008）年度）、小物金属（平成22（2010）年度）、ミックスペーパー（平成22（2010）年度）、プラスチック製容器包装（平成22（2010）年度〔一部〕、平成25（2013）年度〔全市〕）、空き瓶（平成23（2011）年度〔一部〕、平成24（2012）年度〔全市〕）、空き缶・ペットボトル（平成27（2015）年度〔川崎区、幸区〕））。</p> <p>また、委託後は、受注者へのモニタリング等を実施し、質の確保を図っています。</p> <p>今後も、効率的・効果的な収集体制の構築に向け、資源物収集業務の委託化を図るとともに、受注者に対する適切な管理指導を行っていく必要があります。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き缶・ペットボトルの収集運搬業務について、モニタリング等の管理監督体制を確保しながら、段階的な委託化に向けた取組を進めます。</li> <li>・委託後の受注者への適切な管理指導を進めます。</li> </ul>	

## 環境局

<b>№・課題名</b>	<b>3</b>	<b>廃棄物処理施設運転操作業務の委託化</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備	
<b>現状</b>		
<p>現在、本市では、浮島、堤根、王禅寺の処理センターでごみの焼却処理を行っており、そのうち、王禅寺処理センターでは、平成 24 (2012) 年 4 月から夜間の運転操作業務の委託化を実施しています。また、受注者による運転操作状況などについて、モニタリングを実施しています。</p> <p>今後も、効率的・効果的な処理体制の確立に向け、処理センターの運転操作業務について、民間部門の更なる活用を含め、検討を進めていく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理やモニタリング体制の確保の視点を含め、王禅寺処理センターの夜間操作業務のモニタリング結果の検証を進めます。</li> <li>・処理センターの稼働状況や他都市の動向等を検証します。</li> <li>・他の処理センターについても、運転操作業務の委託化に向けた検討を進めます。</li> </ul>		

<b>№・課題名</b>	<b>4</b>	<b>循環型社会に対応した効率的・効果的な廃棄物収集体制の構築</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備	
<b>現状</b>		
<p>これまで本市の廃棄物処理事業は、家庭系ごみの分別収集品目の拡大、普通ごみ収集の週 2 回への変更等、3 R (リデュース (Reduce : 発生・排出抑制)、リユース (Reuse : 再使用)、リサイクル (Recycle : 再生利用)) を基調とした循環型社会の構築に向けた取組を推進するとともに、資源物収集業務の委託化など、効率的・効果的な収集体制への見直しを図ってきました。</p> <p>今後も、循環型社会に対応したより一層効率的・効果的な収集体制を構築するため、民間部門の育成を図るとともに、更なる活用を含め、検討を進めていく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集体制変更後のごみの排出状況や 3 処理センター体制移行後の収集体制の検証、資源物収集業務の委託化などの検証を行うとともに、他都市の状況等について情報収集や研究を行い、本市のごみ収集業務のあり方について検討を行います。</li> <li>・普通ごみ収集運搬業務については、生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、特に重要なライフラインとして最も適正かつ迅速に処理することが必要であり、将来的な民間活力の導入については、安定的な市民サービスの提供を確保しつつ、非常時に備え、通常時から市内全地域のごみ排出状況を把握するための体制の維持を前提に、担い手となる民間部門の育成を図りながら検討を行います。</li> </ul>		

## 環境局

№・課題名	5	処理センターの焼却灰運搬業務等執行体制の見直し
改革項目名	取組2－(1)	市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備
<b>現状</b>		
<p>これまで、処理センターの焼却灰運搬業務、入江崎クリーンセンターのし尿・圧送業務、加瀬クリーンセンターの廃棄物中継輸送業務及び浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務については、効率的・効果的な執行体制の構築に向け、職員の退職動向等にあわせて非常勤化を進めてきました。</p> <p>今後も、効率的・効果的な執行体制の構築に向け、取組を推進していく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>処理センターの焼却灰運搬業務等について、東日本大震災後の課題である安全・安心な廃棄物処理体制の構築や3処理センター体制での緊急時の対応等を検証した上で、引き続き職員の退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。</p>		

## 健康福祉局

<b>№・課題名</b>	1	<b>地域リハビリテーションセンターの管理運営体制の構築</b>
<b>改革項目名</b>	取組 1－（４）市民サービス向上に向けた民間部門の活用	
<b>現状</b>		
<p>北部地域に対応するリハビリテーションセンターとして平成 20（2008）年度に、百合丘障害者センターを設置し、障害者の在宅生活を支援する機能、日中活動を行う通所サービス及び地域生活支援センターにおいて指定管理者制度を導入しました。</p> <p>今後は、全市域に対応するための中部、南部地域に対応するリハビリテーションセンターの設置が必要です。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>あらゆる障害に対して相談できる地域に根差した専門的相談機関として、地域リハビリテーションセンターを南部、中部に整備し、市内 3 か所に設置するとともに、障害者の在宅生活を支援する機能、日中活動を行う通所サービス及び地域生活支援センターにおいて、民間部門を活用した管理運営体制の構築に向けた取組を進めます。</p>		

<b>№・課題名</b>	2	<b>休日急患診療所運営体制の見直し</b>
<b>改革項目名</b>	取組 1－（４）市民サービス向上に向けた民間部門の活用	
<b>現状</b>		
<p>夜間休日の急患（内科・小児科の初期診療）に対応するための休日急患診療所では、施設の維持管理を本市が行い、運営については医師会、薬剤師会等に委託しています。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>休日急患診療所は、市民の身近な初期救急医療機関として、患者ニーズに的確に対応できる良質な医療サービスを提供するとともに、患者の状況に応じた柔軟かつ効率的・効果的な診療体制への対応等が必要となっているため、民間部門を更に活用した運営手法の見直しの検討を進めます。</p>		

<b>№・課題名</b>	3	<b>動物愛護センターの再編整備に伴う執行体制の見直し</b>
<b>改革項目名</b>	取組 1－（４）市民サービス向上に向けた民間部門の活用	
<b>現状</b>		
<p>動物に関する施策を実施するための中核施設である動物愛護センターでは、動物愛護の普及啓発や適正管理の推進を実施しています。</p> <p>「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、収容動物の殺処分をなくし譲渡することが自治体の責務となり、動物の収容期間や収容頭数が増加していることから、市民団体やボランティア等多様な主体と連携した取組を推進する必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>施設の老朽化等へ対応するための再編整備により、平成 30（2018）年度に予定している新たな動物愛護センターの供用開始に向けて、市民団体等との連携・協働の推進など、効率的・効果的な事業執行手法の見直しに向けた検討を進めます。</p>		

## 健康福祉局

№.・課題名	4	地域包括ケアシステムの構築に向けた執行体制の整備
改革項目名	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備	
現状	<p>「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を平成 26 (2014) 年度に策定し、「かわさきいきいき長寿プラン」や「かわさきノーマライゼーションプラン」などの個別計画との連携を踏まえ、効果的・効率的な地域包括ケアシステムの構築に向けた推進体制の検討を行っています。</p>	
取組の方向性	<p>「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を踏まえ、保健・福祉・医療施策における各区役所の保健福祉センターの役割の整理など、地域包括ケアシステムの構築に向けた効果的・効率的な執行体制の整備に向けた取組を進めます。</p>	

№.・課題名	5	地域保健対策業務執行体制の再構築
改革項目名	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備	
現状	<p>保健福祉センターでは、健康づくり・介護予防事業、地域保健の推進と医療との連携、母子保健、高齢者福祉及び介護保険事業の運営、災害や感染症等の健康危機管理対策などのさまざまな業務を、所管する各課が連携しながら取り組んでいます。</p>	
取組の方向性	<p>今後ますます多様化・高度化する市民ニーズや高齢化の進展などを見据えて、確実な地域保健対策の展開と、健康危機管理、保健・医療・介護施策などの関連施策の連携を強化するため、効率的・効果的な事業執行体制について検討を進めます。</p>	

№.・課題名	6	高齢者利用施設の今後のあり方の検討
改革項目名	取組 2 - (5) 戦略的な資産マネジメント	
現状	<p>高齢者のいきがい・健康づくり、介護予防等を行う利用施設として、各区 1 か所に老人福祉センターを整備し、また、概ね中学校区 1 か所に老人いこいの家を整備してきました。</p> <p>これらの施設が生活支援・介護予防拠点としての重要性が増している中で、今後の施設利用のあり方や、施設の老朽化対策、老人福祉センターに併設している老人デイサービスセンターの今後のあり方等が課題となっています。</p>	
取組の方向性	<p>高齢者に限定せず、障害者や子ども、子育て中の親など全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けて、老人いこいの家においても利用対象を高齢者と限定しない多目的な交流の場とすることを検討します。また、既存の「老人いこいの家」、「子ども文化センター」合築施設を中心に、両施設の連携による多世代交流を促進させるなど、効果的な施設利用のあり方について検討を進めます。</p>	

## まちづくり局

<b>№・課題名</b>	<b>1</b>	<b>市営住宅における設計・監理業務執行体制の見直し</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備	
<b>現状</b>		
市営住宅の管理・修繕業務及び設計業務については、民間部門や住宅供給公社への委託化などにより、効率的・効果的な運用を図っています。市で行っている工事監理業務についても試行的に委託を実施するなど、民間部門の活用に向けた取組を進めています。		
<b>取組の方向性</b>		
平成 26 (2014)、27 (2015) 年度に行った工事監理業務委託の試行結果を踏まえて、民間部門や公社への委託化を継続して進めます。		

<b>№・課題名</b>	<b>2</b>	<b>登戸土地区画整理事業補償業務執行体制の見直し</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備	
<b>現状</b>		
建物等の移転補償について、平成 25 (2013) 年度策定の「登戸土地区画整理事業整備プログラム」に沿った事業を着実に展開するため、民間部門も活用しながら業務を進めるとともに、その効果の検証を行っています。		
<b>取組の方向性</b>		
登戸土地区画整理事業に関する補償業務について、民間部門の活用による効果検証を踏まえ、事業の進捗に対応した効率的・効果的な執行体制の見直しに向けた取組を進めます。		

## 建設緑政局

<b>№・課題名</b>	<b>1</b>	<b>身近な公園緑地の管理運営体制の再構築</b>
<b>改革項目名</b>	取組 1－（４）市民サービス向上に向けた民間部門の活用	
<b>現状</b>		
<p>生田緑地、等々力緑地、富士見公園のパークマネジメントに向けて一体的・横断的な取組を推進し、それぞれの公園の持つ魅力を最大限に引き出す取組を進めてきました。</p> <p>今後は、身近な公園である近隣及び地区公園等についても地域の特性に配慮した管理運営を検討していく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>身近な公園である近隣・地区公園等について、平成 27（2015）年度の公園の規模や地域特性の精査と市民の利便性向上に向けた民間活力の導入及び市民協働の拡充の検討を踏まえ、地域特性に配慮した管理運営体制を構築します。</p>		

<b>№・課題名</b>	<b>2</b>	<b>富士見公園の管理運営における更なる民間活力の導入</b>
<b>改革項目名</b>	取組 1－（４）市民サービス向上に向けた民間部門の活用	
<b>現状</b>		
<p>川崎富士見球技場を含めた富士見公園南側区域の管理運営については、平成 27（2015）年度から指定管理者制度を導入していますが、今後はテニスコートやプールなど富士見公園北側区域の整備の進捗状況を踏まえながら、公園全体の魅力向上に向けた検討を進めていく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>富士見公園の管理運営について、富士見公園北側区域の整備の進捗状況を踏まえながら、平成 32（2020）年度の南側区域の指定管理期間の更新とあわせて段階的な指定管理者制度の導入に向けて検討を進めます。</p>		

<b>№・課題名</b>	<b>3</b>	<b>等々力緑地の管理運営体制の再構築</b>
<b>改革項目名</b>	取組 1－（４）市民サービス向上に向けた民間部門の活用	
<b>現状</b>		
<p>現在の等々力緑地内の陸上競技場や広場、とどろきアリーナなどの各施設については、施設を管理する各部署にて管理運営を行っていますが、スポーツ・レクリエーションの拠点として更なる魅力向上に向けて民間活力を活かした管理運営手法を検討していく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>等々力緑地内の各施設の状況を精査し、一体的管理が行えるものについては、新野球場の運営開始にあわせた平成 30（2018）年度からの指定管理者制度の導入に向けて調整を進めます。</p>		

## 建設緑政局

№.・課題名	4	丸子橋周辺エリアの各施設における管理運営体制の構築
改革項目名	取組1－(4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用	
現状	<p>丸子橋周辺エリアの課題調整に向けて平成 25 (2013) 年度から国・地元町内会・警察・区役所・橋梁管理者等を交えた連絡協議会を開催し、平成 27 (2015) 年4月からは丸子橋駐車場の有料化(有人化)を実施するなど、利用の適正化や迷惑行為の低減を図っています。</p>	
取組の方向性	<p>丸子橋周辺エリアにおいては野球場や広場などの整備が進んでいることから、国や町内会と調整の上、エリア内の上丸子天神町地区内にある野球場などの施設の適正配置に向けた整備を進めます。</p> <p>また、駐車場の有料化(有人化)に伴う効果検証を踏まえ、施設の管理運営についても、指定管理者制度などさまざまな民間活力の効果的な活用に向けて検討を進めます。</p>	

## 港湾局

<b>№・課題名</b>	<b>1 川崎港コンテナターミナルの管理運営体制の見直し</b>
<b>改革項目名</b>	取組1－(4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用
<b>現状</b>	
<p>川崎港コンテナターミナルについて、平成26(2014)年1月に国から特例港湾運営会社の指定を受けた川崎臨港倉庫埠頭㈱が、平成26(2014)年度から平成28(2016)年度までの3年間、指定管理者として管理運営業務を行っています。</p> <p>また、京浜三港(東京港、川崎港、横浜港)連携により、京浜港で一つの港湾運営会社の設立に向けた検討を進めていますが、統合会社の設立後も川崎港としての役割を果たしていく必要があります。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>京浜港における取組を踏まえて、川崎港コンテナターミナルにおいても、川崎港の特徴と民間の活力を活かした効率的・効果的な管理運営体制を確立します。</p> <p>また、官民連携によるポートセールス、集荷活動によりコンテナ取扱量の増加をめざします。</p>	

<b>№・課題名</b>	<b>2 港湾緑地等の管理運営体制の見直し</b>
<b>改革項目名</b>	取組1－(4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用
<b>現状</b>	
<p>川崎港内の緑地等については、近年、港湾労働者等が休息に利用する緑地等から、広く市民が利用する緑地等へと利用の拡大が図られています。そのため、既存のものだけでなく、今後、整備が予定されている緑地等を含め、維持管理水準の向上に向けた管理運営方法を検討することが求められています。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>平成28(2016)年3月策定の「(仮称)川崎港緑化基本計画」に基づき、川崎港内全体の港湾緑地等について、それぞれの特徴を活かした新たな管理運営体制を整備します。</p>	

# 上下水道局

<b>No.・課題名</b>	<b>1</b>	<b>給・配水工事部門の現場作業の請負化</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備	
<b>現状</b>		
<p>これまで職員で対応していた給・配水工事部門の現場作業について、緊急時における即応体制の確保や、技術・技能の継承の観点から、引き続き職員で行うべき業務（コア業務）と、それ以外の、請負化等により効率化が可能な業務（準コア業務）とに仕分けを行いました。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>緊急時などを想定して必要なライフラインを担う職員を確保するとともに、老朽化が進む施設の維持管理への対応を踏まえ、準コア業務については、民間事業者の育成を図りながら、請負化等に向けた取組を段階的に進めます。</p>		

<b>No.・課題名</b>	<b>2</b>	<b>工業用水道専用施設における効率的・効果的な運転管理体制の整備</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備	
<b>現状</b>		
<p>平成 18（2006）年に策定した水道事業及び工業用水道事業の「再構築計画」に基づき、将来の的確な水需要予測等を踏まえた給水能力の見直しと、これに伴う施設規模の縮小、執行体制の適正化・効率化を進めてきました。</p> <p>具体的には、平成 24（2012）年度に潮見台浄水場の廃止、長沢・生田浄水場の交替勤務体制の見直し、谷ヶ原取水所の無人化、平成 25（2013）年度に平間配水所の無人化を実施しました。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>再構築計画の完了に伴い、生田浄水場は、平成 28（2016）年度に水道事業の機能を停止することから、工業用水道専用の浄水場として、将来にわたる安定給水の確保を前提とした効率的・効果的な運転・維持管理業務の執行体制の整備について検討を進めます。</p>		

# 上下水道局

<b>№.・課題名</b>	<b>3</b>	<b>持続可能な下水道に向けた執行体制の再構築</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備	
<b>現状</b>		
<p>これまで、民間活力の導入による効率的・効果的な施設維持管理を実現するため、入江崎総合スラッジセンター及び加瀬処理区内ポンプ場の運転点検業務の委託化を実施してきました。</p> <p>老朽化対策の急増が見込まれる今後においても、浸水対策、地震対策、環境対策等の多様な事業を計画的に推進し、安定した下水道サービスを提供することが求められていることから、民間活力の導入が可能な業務については、安全性の確保を前提に委託化を進めるとともに、資産・資金・人材のマネジメントを一体的に行い、効率的かつ効果的で、より質の高い事業管理を継続的に進めていく必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>これまでの施設運転点検業務の委託化の検証結果を踏まえた上で、緊急時の即応体制や職員の技術力の確保も考慮しながら、加瀬水処理センター・ポンプ場の一体的な運転点検業務の委託化を平成 28（2016）年度から段階的に進めます。</p> <p>あわせて、老朽化が進む施設の状態を診断・予測しながら、長寿命化対策に加え、財政見通しやリスク評価等も踏まえて建設投資の平準化等を図るアセットマネジメント手法の本格的な導入に向け、執行体制の段階的な整備を進めます。</p>		

<b>№.・課題名</b>	<b>4</b>	<b>上下水道局における効率的・効果的な組織整備の推進</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備	
<b>現状</b>		
<p>平成 22（2010）年度に、下水道事業会計への地方公営企業法の全部適用とあわせ、（旧）水道局と（旧）建設局下水道部の統合により上下水道局を設置し、総務・企画・財務・営業部門の一元化、一体的な危機管理体制・環境施策推進体制の構築、夜間・休日の緊急時を含むお客様サービス窓口の一元化等の効率的・効果的な執行体制の整備を進めています。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>組織体制について、局再編の効果がより発揮されるとともに、持続可能な経営基盤の確立をめざし、水道・工業用水道・下水道の各事業間における事業と規模のバランスのとれた効率的・効果的な執行体制の構築に向けた取組を引き続き進めます。</p>		

# 交通局

<b>№・課題名</b>	<b>1</b>	<b>市バス営業所業務の管理委託の活用</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備	
<b>現状</b>		
<p>市バスサービスを安定的かつ効率的に提供するため、これまで、各営業所が管轄する路線の見直しを行い、上平間営業所（平成 19（2007）年度～）及び菅生営業所（平成 23（2011）年度～）について管理委託を導入してきました。</p> <p>今後の管理委託の拡大については、輸送需要の変化などに柔軟に対応できるよう、委託営業所を含めた管轄路線の見直しと併せて、手法の検討を行う必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>平成 27（2015）年度に委託期間満了を迎える菅生営業所について、上平間営業所の更新時期にあわせ営業所管轄路線の見直しを行うため、菅生営業所の委託期間を 1 年間延長し、平成 29（2017）年度に委託営業所の変更を行います。あわせて、営業所管轄路線の見直しに伴う事業者との協議や路線教習など、委託営業所の変更に向けた準備を進めます。</p> <p>また、委託効果を最大限とするため、退職者動向に合わせて委託営業所の規模を段階的に拡大していきます。</p>		

<b>№・課題名</b>	<b>2</b>	<b>市バス事業における労働の生産性向上に向けた取組の強化</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (9) 公営企業の経営改善	
<b>現状</b>		
<p>業務執行の効率化を図るため、平成 26（2014）年 3 月から運転手に対して導入した変形労働時間制について、導入後の実施状況を踏まえ、更なる効率化に向けた検証を行うなど、引き続き、時間外勤務の縮減に向け、効率的な業務執行体制を構築する必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>ダイヤ改正等の機会にあわせて日々の乗務計画を適宜見直します。</p> <p>また、事務職員の業務の効率化や営業所職員の勤務体制の見直しにより、時間外勤務の縮減を図ります。</p>		

## 病院局

<b>№・課題名</b>	<b>1</b>	<b>多摩病院の効率的な運営</b>
<b>改革項目名</b>	取組1－(4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用	
<b>現状</b>		
<p>多摩病院は、平成18(2006)年2月の開設当初から指定管理者制度を導入(指定期間30年)し、効率的な病院運営を推進してきました。</p> <p>安定的な医療サービスの提供や、運営を確保するために、これまで実績報告書によるモニタリングや、年次報告書等による事業評価等を行うとともに、運営協議会を設置し、第三者の意見を運営に反映させてきました。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>多摩病院の運営について、医療サービスの提供や経営の状況を他の類似病院と比較するなど、客観的なデータに基づいた検証を行うとともに、指定管理者制度を活用した効率的な病院運営を推進します。</p>		

<b>№・課題名</b>	<b>2</b>	<b>新公立病院改革プランに基づく経営健全化の推進</b>
<b>改革項目名</b>	取組2－(9) 公営企業の経営改善	
<b>現状</b>		
<p>平成24(2012)年3月に「第3次川崎市病院事業経営健全化計画」を策定しました。この計画に基づき、公立病院としての使命と役割を果たし、安全・安心で良質な医療サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、経営改善の取組を進め、経営基盤の強化に努めてきました。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>新公立病院改革ガイドライン(平成27(2015)年3月。総務省)を踏まえた平成27(2015)年度策定の新公立病院改革プランに基づき、経営健全化の取組を引き続き推進します。</p>		

<b>№・課題名</b>	<b>3</b>	<b>川崎病院におけるESCO事業活用等による省エネ設備の導入及びICT活用によるスマート化の推進</b>
<b>改革項目名</b>	取組2－(9) 公営企業の経営改善	
<b>現状</b>		
<p>施設の長寿命化やエネルギー需給の高効率化、効率的な医療提供体制の構築、ICTの積極的な活用などの取組を総合的に推進するため、平成27(2015)年3月に「市立川崎病院におけるスマート化の基本方針」を策定しました。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>施設・設備の経年劣化や光熱費の増加に対応するため、今後の医療機能の拡充とも整合を図りながら、施設・設備の省エネ化・高効率化を進め、環境負荷の低減とエネルギーコストの削減を図ります。なお、老朽化に伴うコージェネレーション・システム等の更新に当たっては、ESCO事業の導入など更新費用の抑制に努めます。また、ICTの活用による患者サービスや医療の効率化等の取組を推進します。</p>		

# 消防局

<b>№・課題名</b>	<b>1 応急手当指導体制の整備</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備
<b>現状</b>	
<p>一家に1人の市民救命士等の養成を目標に、市民救命士養成講習（心肺蘇生・普通・上級）を消防署等（救急係が中心に指導）において実施し、年間約1万7千人の市民を指導しています。</p> <p>一方で、市民の講習需要が高まる中、指導員や資器材確保及び会場確保等の理由から、受講希望の全てには応えられない状況となっています。したがって、市民救命士養成講習の民間委託を進めることにより、より多くの市民が受講出来るようにする必要があります（平成27（2015）年度は講習会業務の約30%を委託）。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>本市における応急手当指導体制の強化と合わせ、市民救命士養成講習の民間委託による指導対象の拡大等により、より多くの市民救命士を養成し、更なる救命効果の向上を図ります。</p>	

<b>№・課題名</b>	<b>2 救急隊の適正配置</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備
<b>現状</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急隊 27 隊により市民サービスを提供しています。</li> <li>・平成 26（2014）年 10 月に国の「消防力の整備指針」が改正されました。指針においては、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められています。</li> </ul>	
<b>取組の方向性</b>	
<p>救急出場件数、人口増加、地理的条件、消防庁舎の活用状況、市域全体のバランス、「消防力の整備指針」等を総合的に勘案し、全市的な救急隊の適正配置を再検討します。</p>	

## 教育委員会事務局

<b>№・課題名</b>	<b>1</b>	<b>中学校完全給食実施に向けた取組</b>
<b>改革項目名</b>	取組1－(4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用	
<b>現状</b>		
<p>市立中学校において完全給食を実施することにより、更なる食育の充実が図られること、育ち盛りの生徒にとって栄養バランスがあり、安全・安心で温かい食事を摂ることができること等から、平成25(2013)年11月に「川崎市立中学校給食の基本方針」を決定し、中学校完全給食の早期実施に向けた取組に着手しました。</p> <p>その後、平成26(2014)年10月に決定した「川崎市立中学校完全給食実施方針」(平成27(2015)年1月一部修正)に基づき、市内3箇所の学校給食センターについては、民間資金の活用による財政負担の平準化等が期待できること等から、PFI(BTO)方式を事業スキームとし、また、自校方式及び小中合築校方式については公設民営又は既存のPFI事業の契約変更により中学校完全給食実施に向けた取組を進めています。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>平成28(2016)年度中の実施(一部の学校)及び平成29(2017)年度中の全校での完全給食の実施に向け、PFI方式による市内3箇所の学校給食センターの整備を進めていきます。また、自校方式及び小中合築校方式における調理業務及び配膳業務委託の導入など、民間活力を活かした効率的な手法による実施体制を整えるとともに、献立作成、給食費の額の決定、調理業務及び配膳業務委託等の準備・検討を進めます。</p>		

<b>№・課題名</b>	<b>2</b>	<b>教育文化会館・市民館等の管理運営体制の見直し</b>
<b>改革項目名</b>	取組2－(1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備	
<b>現状</b>		
<p>教育文化会館・市民館等については、これまで、受付業務、施設管理業務、舞台管理業務について、民間活力の活用を図り、効率的な運営に努めてきましたが、より一層の市民サービス向上をめざし、社会教育振興事業を含む新たな管理運営体制等を検討する必要があります。</p>		
<b>取組の方向性</b>		
<p>これまでの管理運営手法の検証を行うとともに、更なる市民サービス向上のため、民間活力の活用を含め、生涯学習や地域活動の推進にふさわしい体制のあり方や効果的な管理・運営手法等について、区役所のあり方検討会議の動向を踏まえつつ検討を行い、考え方をまとめ、それに基づき取組を推進します。</p>		

## 教育委員会事務局

<b>№・課題名</b>	<b>3</b> 図書館等の管理運営体制の見直し
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備
<b>現状</b>	
貸出・返却カウンター業務、配架業務等への民間活力の活用を図りながら、職員は専門性を発揮し、相談業務等に専念するなど、効果的、効率的な図書館運営に努めてきましたが、図書館への市民ニーズは多様化していることから、より一層の市民サービス向上をめざし、管理運営体制等を検討する必要があります。	
<b>取組の方向性</b>	
これまでの管理運営手法の検証を行うとともに、更なる市民サービス向上のため、民間活力の活用を含め、市民の読書活動の推進にふさわしい体制のあり方や効果的な管理・運営手法等について検討を行い、決定した方針に沿って取組を推進します。	

<b>№・課題名</b>	<b>4</b> 学校運営・指導業務執行体制の見直し
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備
<b>現状</b>	
学校運営、教員や児童・生徒への指導及び支援については、これまで学校教育部や総合教育センターなどにおいて、非常勤嘱託員、臨時的任用職員、委託業者などを活用しながら、取組を進めてきましたが、目的に応じたさまざまな支援体制があることから、それぞれの職の設置の意義や役割について確認を行い、重複がないよう見直しを図っていく必要があります。	
<b>取組の方向性</b>	
新たな「かわさき教育プラン」に基づき、児童・生徒の教育的ニーズに的確に対応するため、包括的な支援体制を構築します。 また、学校運営等に関するこれまでの指導及び支援体制の効果について検証を行い、支援対象や目的の重複がないよう効率的かつ効果的な体制の構築に向けて見直しを進めます。	

## 教育委員会事務局

<b>№・課題名</b>	<b>5 県費負担教職員制度の見直しへの対応</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備
<b>現状</b>	平成 26 (2014) 年通常国会において第 4 次一括法が成立し、県費負担教職員の給与等の負担、定数の決定、学級編制基準の決定等に関する権限が、平成 29 (2017) 年度に指定都市に移譲されます。
<b>取組の方向性</b>	学校の設置者である川崎市自らが学校の実情に即した教職員配置や学校運営を行うことが可能となるように、事務・権限の移譲に向けた取組を進めます。 また、移譲後においては、本市がめざす学校教育の取組の推進に向けて、効果的な教職員配置とするための学級編制基準や定数の決定、教職員給与負担等の実務に対応します。

<b>№・課題名</b>	<b>6 学校用務業務執行体制の見直し</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備
<b>現状</b>	学校用務員については、平成 16 (2004) 年度から退職動向等にあわせて各校 1 名について非常勤化を進めています。
<b>取組の方向性</b>	学校用務業務について、引き続き退職動向等にあわせて非常勤化を進めます。 また、効率的な業務執行体制の整備に向けて、今後の学校用務業務のあり方について検討を進めます。

<b>№・課題名</b>	<b>7 小学校給食調理業務の委託化</b>
<b>改革項目名</b>	取組 2 - (1) 市民ニーズに対応した簡素で効率的・効果的な組織整備
<b>現状</b>	学校給食における給食調理業務については、平成 16 (2004) 年度からの段階的な委託化により、平成 27 (2015) 年度において、小学校 47 校 (P F I 方式により運営しているはるひ野小学校を除く。)、特別支援学校 3 校 (分校含む) で委託を実施しています。
<b>取組の方向性</b>	学校給食調理業務について、より効率的な運営を図るため、現行の安全衛生の管理水準や給食の質の確保について検証を行いながら、引き続き退職動向等にあわせて委託化を進めます。

## 教育委員会事務局

№・課題名	8 教職員の福利厚生制度の見直し
改革項目名	取組2－(2) 給与・福利厚生制度の見直し
現状	<p>これまで、教職員互助会事業について、社会経済環境の変化を踏まえ、福利厚生施設利用補助の廃止など、事業の実施内容や公費負担の見直しを進めてきましたが、市職員の福利厚生制度の公費負担割合と差異もあるため、公平性の観点も含め市民の理解が得られる福利厚生事業となるよう、今後も見直しを継続していく必要があります。</p> <p>また、教職員互助会が保有する「会館とどろき」については、老朽化等による維持管理経費の増加への対応について検討していく必要があります。</p>
取組の方向性	<p>教職員を対象とした福利厚生について、平成29(2017)年度に予定されている県費負担教職員の市費移管や他都市の状況、市職員の福利厚生制度との公平性の観点などを踏まえ、互助会の運営体制や、「会館とどろき」のあり方を含めた事業内容の見直しなど、公費負担の適正化を含めた事業の見直しに取り組みます。</p>

# 監査事務局

№・課題名	1	事務執行の改善に向けた取組の強化
改革項目名	取組3－(3) 職員の改善意識・意欲の向上と自発的な職場改善運動の推進	
現状	<p>法律に基づき定期（財務、工事）監査等を実施し、結果について関係職員へ詳細に説明することにより事務処理等の改善を促すよう努めており、今後はさらに他の職員においても、同様の事務が適正に執行されるよう取組を展開させる必要があります。</p> <p>また、公営企業会計の決算審査に当たっては、公認会計士の知見を得て職員の能力向上にも努めるなど財務事務の適正化に向けた取組を進めていますが、今後も、本市の財務事務に関する事務執行及び経営に係る事務が適正で、より効率的に行われるよう監査の質の向上に努める必要があります。</p>	
取組の方向性	<p>これまでの監査結果を分析し、事例・解説集の作成・改訂を行うとともに研修会を実施するなど、監査結果を広く周知し実務に活かせる取組を進めます。</p> <p>また、事例・解説集作成の過程や研修での講師、関係職員と意見交換等を通じて、職員自身の知識の深度や蓄積を図り、さらに総務省が進める新たな公会計制度への対応を念頭に置き、監査実施に必要な能力や専門性の向上を主眼とした職員育成に努めます。</p>	

# 人事委員会事務局

<b>No.・課題名</b>	<b>1 多様で有為な人材の確保</b>
<b>改革項目名</b>	取組3－(1)計画的な人材育成
<b>現状</b>	
<p>これまで教養試験問題数の見直し、複数回面接の導入などの試験制度の変更や、面接技法の向上による人物重視の採用を進めるとともに、採用パンフレットの作成や採用説明会の充実など受験者確保の取組を進めてきました。</p> <p>今後も、現行の採用試験制度や受験者確保の取組について効果的な見直しを検討する必要があります。</p>	
<b>取組の方向性</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・人物重視を基本とした採用試験の実施に向け、引き続き効果的な採用試験制度の検討を進めます。</li><li>・SNSの活用や技術系職種に特化した説明会の実施など、効果的な受験者確保に向けた取組について検討を進めます。</li></ul>	

## 第5章 今後の財政運営の基本的な考え方

「最幸のまち かわさき」を実現し、将来もそうあり続けるために、厳しい社会経済状況においても、多様化する課題への的確な対応など、必要な施策・事業の着実な推進と、財政の健全化による、持続可能な行財政基盤の構築の両立に向け、次の基本的な考え方に基づく財政運営を進めます。

### (1) 効率的・効果的な事業執行の推進

公共施設の整備・管理・運營業務における指定管理者制度、PPP、PFIなどによる民間活力の活用や事業の再構築などによって、施策・事業の効率化を進めます。また、資産マネジメントによる施設の長寿命化、資産保有の最適化を図るとともに、交通・流通の利便性や先端産業・研究開発機関の集積などの、川崎の優れたポテンシャルを活かした取組などを通して、市内経済の活性化を図るなど、税財源の充実につながる取組を進めます。

### (2) 財源確保に向けた取組の推進

受益者負担の適正化や負担の公平性の観点から、市税等の債権確保策を強化するとともに、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の設定を行います。また、庁舎等の余剰地・余剰床の貸付や広告事業など市有財産の有効活用に取り組み、財源の確保に努めます。

### (3) 将来負担の抑制

若い世代や子どもたちにとって過度な将来負担とならないように、市債を適切に活用しながらも、市債残高を適正に管理するとともに、プライマリーバランス<sup>18</sup>の安定的な黒字の確保に努めます。また、減債基金借入金についても、計画的に返済を行います。

### (4) 財政的枠組に沿った財政運営

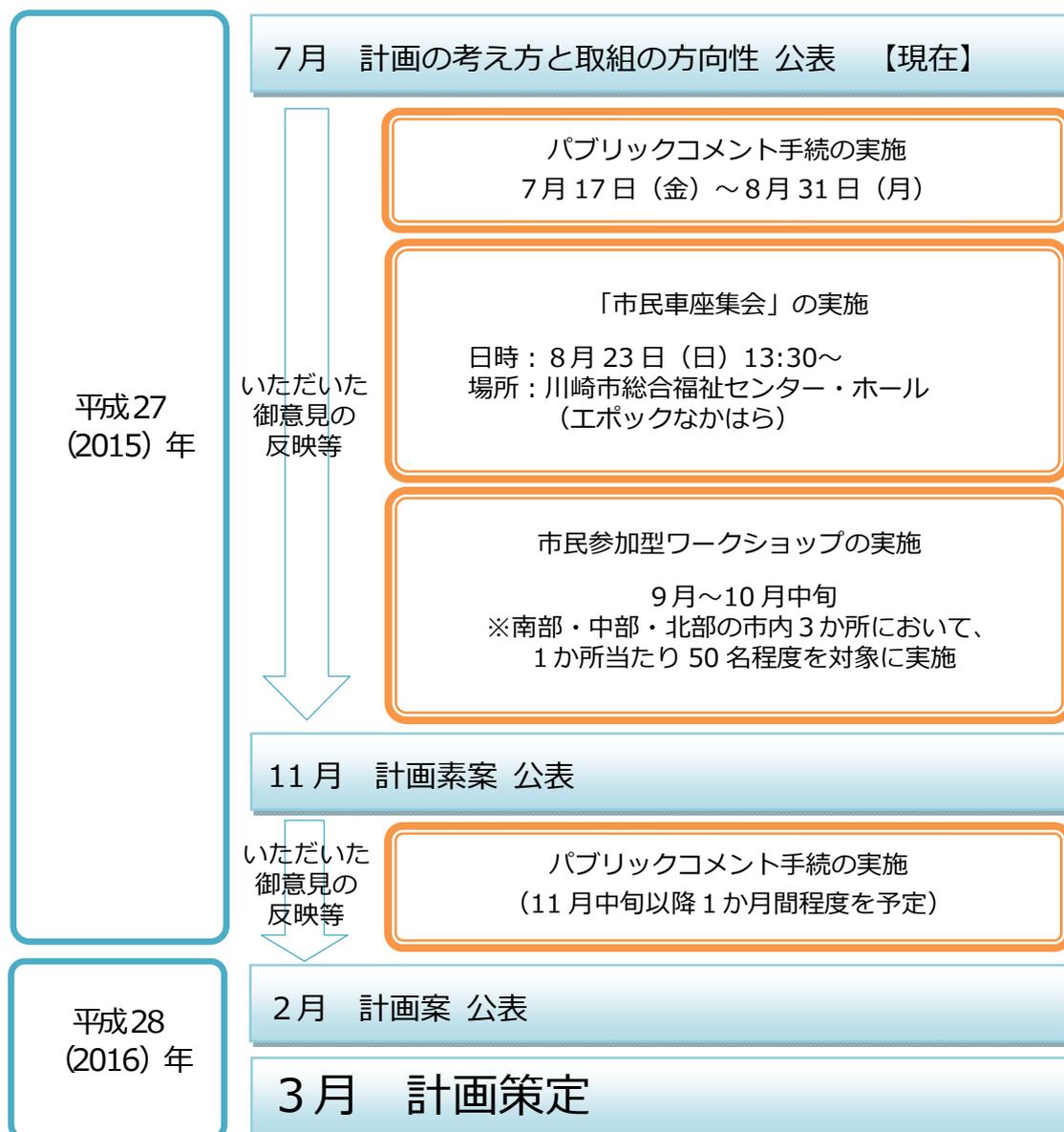
持続可能な行財政基盤の構築に向けて、あるべき中長期的な収支状況を示した財政的枠組（収支フレーム）に沿った財政運営を行います。

<sup>18</sup>基礎的財政収支のことで、過去の債務に関わる元利払い以外の歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支

## 第6章 計画策定までの予定スケジュール

平成28(2016)年3月の計画策定に向け、今後、パブリックコメント手続や、「市民車座集会」、市民参加型ワークショップの実施などにより、市民の皆様や議会からの御意見を伺いながら作業を進めます。

図表 16 計画策定までの今後の予定スケジュール



## 参考資料 働きやすさ・働きがいについての職員アンケート

職員の仕事に対する意識や課題認識を把握し、職員の仕事に対する満足度向上に繋げるため、以下のとおり、職員アンケートを実施いたしました。

### 【アンケートの概要】

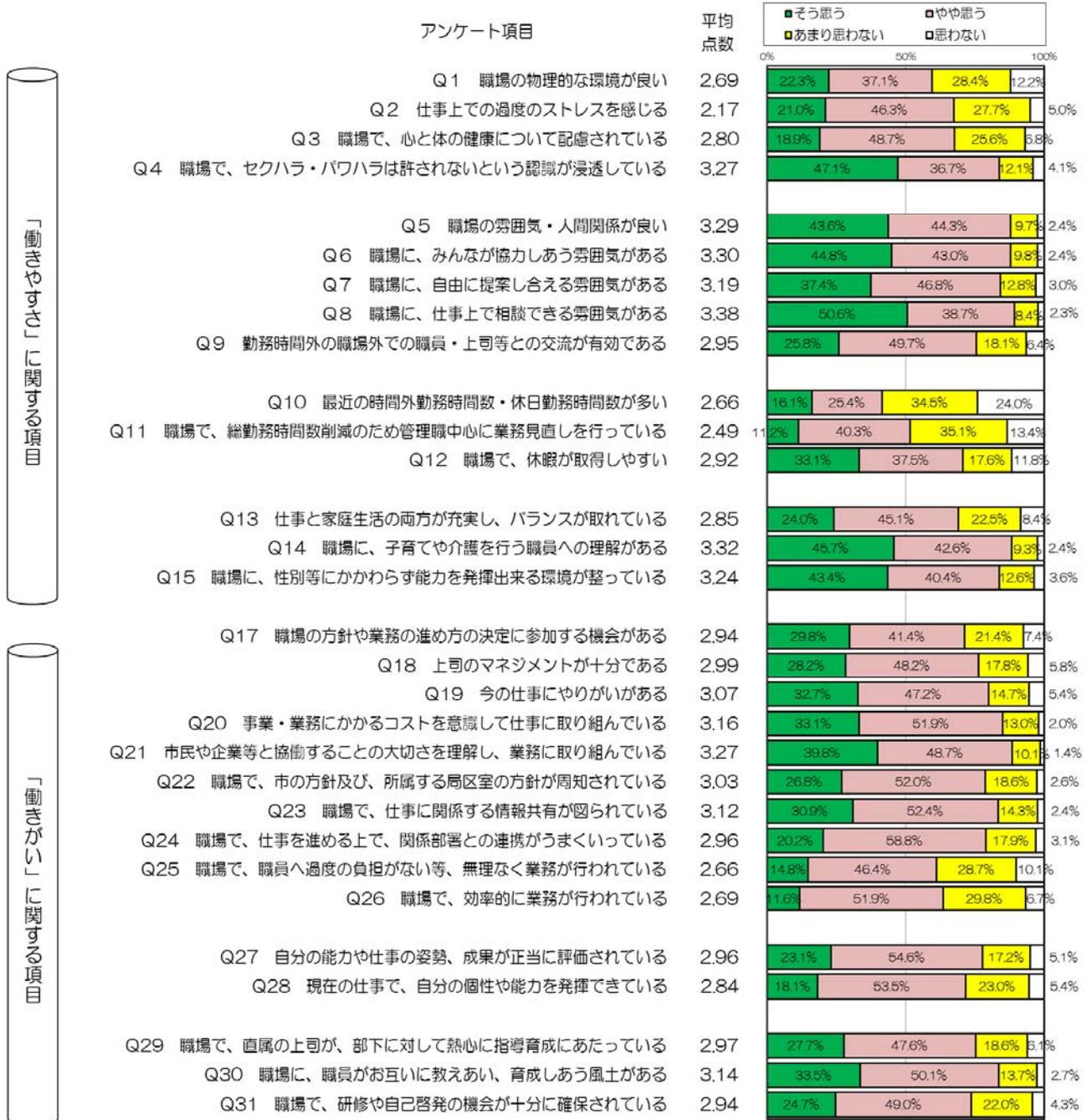
- 期 間 平成 27 年 5 月 21 日（木）～6 月 18 日（木）
- 対 象 常時、本市イントラネットシステムを利用可能な環境下にある職位・職種  
の全職員
- 項 目 「働きやすさ」・「働きがい」に関する項目を設定。また、それらの項目の  
中から、各職員が重要と考える項目をそれぞれ 3 項目選択（Q16、32）。
- 評 価 各項目につき、「そう思う」（4 点）「やや思う」（3 点）「あまり思わない」  
（2 点）「思わない」（1 点）の 4 つの選択肢により回答、総点数を単純平  
均して満足度を算出。  
※Q 2 と Q10 は満足度が低い場合に「そう思う」を選択する設問であるた  
め、「そう思う」を 1 点とするなどの数値変換をしている。  
※各項目及び評価については、次ページに記載。

### 【アンケートの結果概要】

- 回答率 59.8%（回答者数 5,672 名／対象者数 9,484 名）
- 全項目の平均点 2.98 点
- 各項目の満足度について
  - ・最高点は、「Q 8 職場の、仕事上で相談できる雰囲気」（3.38 点）。  
なお、Q 8 を始めとして、「人間関係」に関する項目（Q 5～Q 9）は概ね  
3 点を上回っている。
  - ・最低点は、「Q 2 仕事上での過度のストレス」（2.17 点）。  
「Q11 総勤務時間数削減のため管理職が中心となった業務見直し」（2.49 点）  
とともに、中間点 2.50 点を下回っている。
- 各職員が重要と考える項目について
  - ・「働きやすさ」では、「Q 5 職場の雰囲気・人間関係」の割合が最も高い。
  - ・「働きがい」では、「Q19 今の仕事のやりがい」の割合が最も高い。

※課題の詳細な分析等につきましては、11 月の計画素案公表時に記載。

## 【アンケート結果】



Q16 「働きやすさ」に関する項目（Q1～Q15）のうち、職員が重要だと考える項目 上位3項目  
※15項目中、3項目を回答

- Q5 職場の雰囲気・人間関係 62.1%
- Q6 職場のみんなが協力しあう雰囲気 43.8%
- Q8 職場の、仕事上で相談できる雰囲気 32.2%

Q32 「働きがい」に関する項目（Q17～Q31）のうち、職員が重要だと考える項目 上位3項目  
※15項目中、3項目を回答

- Q19 今の仕事のやりがい 60.6%
- Q27 自分の能力や仕事の姿勢、成果への正当な評価 40.0%
- Q30 職員がお互いに教えあい、育成しあう風土 34.2%



**意見書**※コピー等によりご利用ください。

<b>題名</b>	行財政改革に関する計画の考え方と取組の方向性		
<b>氏名</b> (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
<b>電話番号</b>		<b>FAX番号</b>	
<b>住所</b> (又は所在地)			
<b>意見の提出日</b>	平成 年 月 日	<b>枚数</b>	枚(本紙を含む)

**「行財政改革に関する計画の考え方と取組の方向性」に対する意見**

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

**提出先**

<b>部署名</b>	総務局行財政改革室		
<b>電話番号</b>	044-200-2050	<b>FAX番号</b>	044-200-0622
<b>住所</b>	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地		



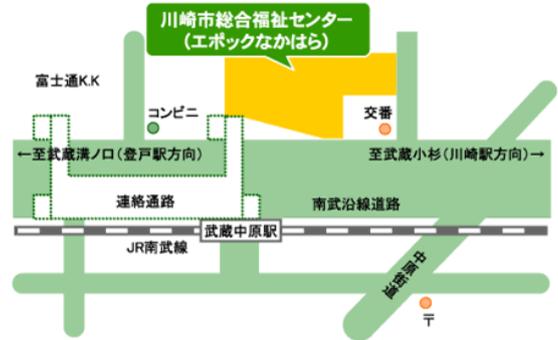
# 市民車座集会の開催について

「新たな総合計画素案」（平成27年7月末公表予定）及び「行財政改革に関する計画の考え方と取組の方向性」について、内容の説明や意見交換を行うため、市民車座集회를開催します。市長への質問時間も設ける予定です。事前予約は不要ですので、ぜひ足を運んでみてください。

日時：平成27年8月23日（日）13：30～

場所：川崎市総合福祉センター ホール  
（エポックなかはら）

アクセス：JR 南武線「武蔵中原駅」



**市長に直接聞いてみたい質問**については、

**事前に募集**しますので、「事前質問カード」を

下記の提出先に提出してください。また、「新たな総合計画素案」を公表する平成27年7月末以降は、市のホームページ（総合計画に関するページ）からの質問提出も可能です（**平成27年8月18日（火）必着**）。

当日は、事前に質問を提出した人の中から指名し、御質問いただく予定です。  
※会議の様子は、後日インターネットで動画配信予定ですので、あらかじめ御了承ください。

## 事前質問カード※コピー等によりご利用ください。

<b>質問種別</b>	新たな総合計画 ・ 行財政改革に関する計画		
<b>氏名</b> (団体の場合は、名称及び代表者名)			
<b>電話番号</b>		<b>FAX番号</b>	
<b>住所(又は所在地) ＊区名まで</b>			
<b>質問の提出日</b>	平成27年 月 日	<b>枚数</b>	枚(本紙を含む)
<b>事前質問</b>			
<p>●記載していただいた個人情報は、提出された質問の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。</p> <p>●質問などの概要を公表する際は、個人情報は公開しません。</p>			

<b>提出先</b>			
<b>部署名</b>	総合企画局都市経営部企画調整課		
<b>電話番号</b>	044-200-2550	<b>FAX番号</b>	044-200-3798
<b>住所</b>	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地		



行財政改革に関する計画の考え方と取組の方向性

平成 27 (2015) 年 7 月

川崎市

---

川崎市総務局行財政改革室

電 話 : 044-200-2050

F A X : 044-200-0622

E-mail : 16gyosys@city.kawasaki.jp

---



KAWASAKI CITY

---

川崎市